

角田山・多宝山保全活用基本計画



平成21年3月

新潟市

角田山・多宝山保全活用基本計画

目次.

1. 計画の目的（目指すもの）	1
2. 本計画の骨格	2
3. 前提条件の整理	2
4. 角田山・多宝山の大まかな位置付け	5
5. 角田山・多宝山における個別の課題と方向性	6
6. 保全と活用の仕組みづくりについて	8

【本計画の対象範囲】

本計画が対象とするエリアは、角田山・多宝山とそれらを取り囲む山麓部の林業地や農地、海岸、田園等となります。



1. 計画の目的(目指すもの)

本計画は、角田山、多宝山の魅力ある豊かな森林環境を「地域の宝」「市民の宝」として次世代に引き継ぎ、将来にわたり持続的に活用していくため、関わりが深い地元の人々を中心とした多くの市民の協力による保全と活用の仕組みづくりの方向を示すことを目的とする。

政令指定都市である本市の市街地から至近距離にあつて、多くの動植物をはじめとする豊かな森林環境を有する角田山、多宝山は、かつて生活に密着した薪炭林であるとともに、全国的に知られた林業が地域経済を潤していた里山であり、地域の人々に多くの恵みを供給していた。

時代が移り、外材の輸入、燃料革命、人々の生活様式の変化等により、角田山、多宝山の産業的機能は失われ、生活との関係も薄れ、里山の利用や保全に対する地元の人々の意識や関わりが徐々に希薄となり現在に至っている。

かつて「生活・生産の場」であつた里山は、現在、都市近郊の保健・休養・レクリエーションの場として、また、日帰り登山、山野草や草花を楽しむ山へとその利用のありかたが変化している。

現在も角田山、多宝山の多くの面積を占める杉の人工林は林業の衰退とともに手入れが行き届かず荒廃しつつある。

また近年、春の雪割草・カタクリなどの知名度が全国的に高まり、熟年層などを中心とする健康志向ともあいまって、山の利用者が増大し、これに伴い登山道や山頂の損傷が進むとともに、登山道外への入り込みが多く見られるようになっている。

角田山・多宝山の豊かな森林環境を保全し、その魅力と価値を高め、次の世代に引き継いでいくためには、かつて地域の人々との関わりの中かで保全、活用されてきた里山のありかたを、現在の社会情勢や地域の産業、生活との関わりに置き換えた仕組みづくりが必要となる。

そのためには地域住民、土地所有者、地元産業関係者、利用者等が協力して角田山・多宝山の保全と活用に取り組んでいくことができるようにするための仕組みづくりの方向について検討を行い、合意形成を図る必要がある。

【角田山・多宝山の目指すべき姿】

- S40年頃までの角田山・多宝山
保全と活用のバランスが
保たれていた

地域の暮らしと密接に結びつき、バランスのとれた利活用がされてきた「金屏風」の山（＝地域のもの）



- 現在の角田山・多宝山
保全・活用のバランスが崩れ、
荒廃の恐れ

- ・ 人の手が入らなくなり、登山者のオーバーユースによる山林の荒廃
- ・ 「地域の宝」から「市民の宝」へ

※) オーバーユースとは、自然に回復が出来なくなるほど多くの人々が利用することです。



- これからの角田山・多宝山
新たな保全・活用の仕組みにより
「市民の宝」に

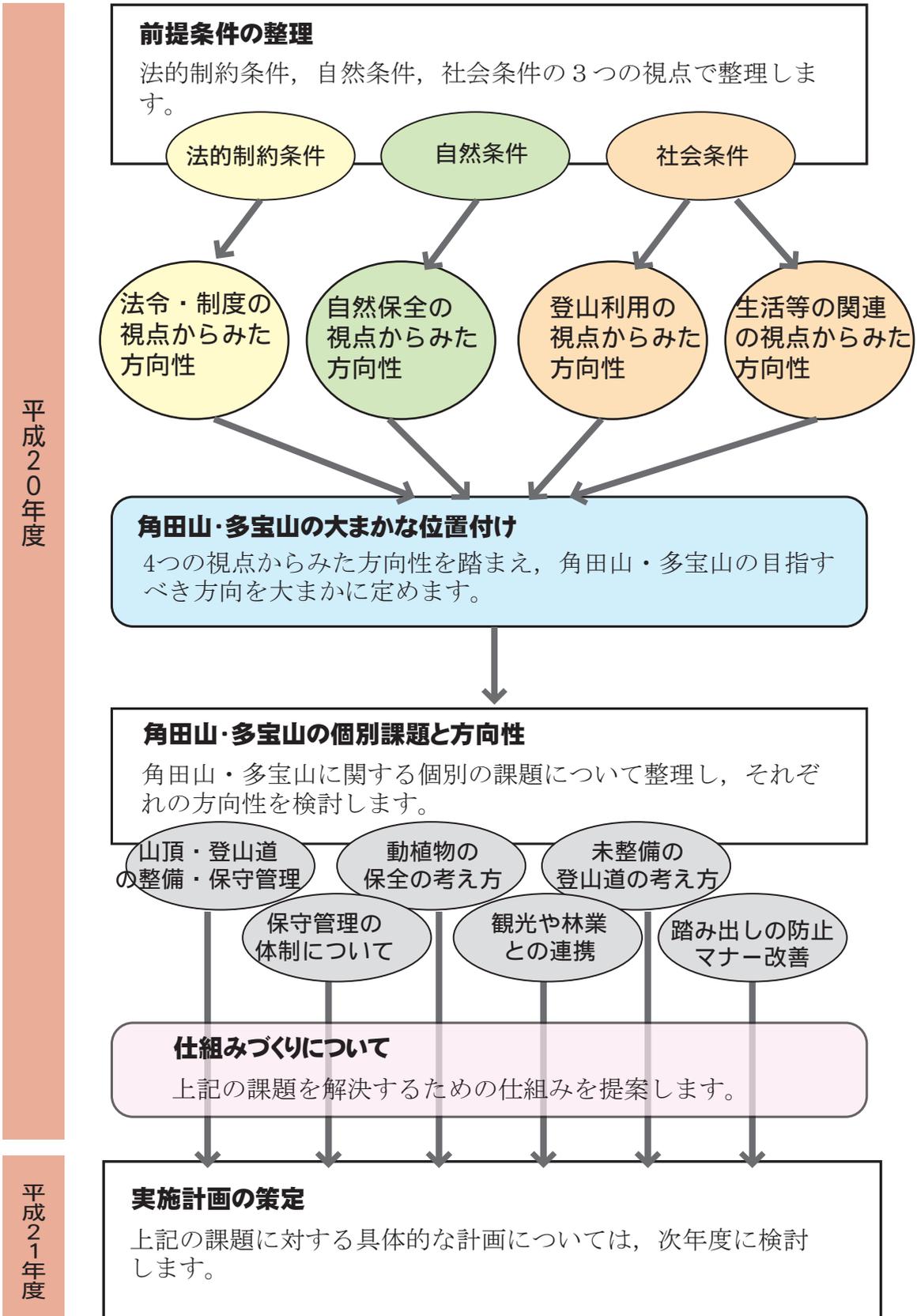
「地域の宝」・「市民の宝」として新たな活用と各団体が一緒になった保全



2. 本計画の骨格

本計画は、以下の項目について整理します。

なお、このうち本年度は「仕組みづくり」までを検討し、次年度に具体的な「実施計画」を検討します。



3. 前提条件の整理

前提条件については、大きく分けて、①国定公園としての位置付け（法令・規制）、②地勢や植生など自然条件、③歴史的背景や利活用状況など社会条件の3つに整理しました。

以下に、それらの条件のうち、角田山・多宝山の大まかな位置付けに関連するものを示します。

1) 法的な位置付け（国定公園・鳥獣保護区・森林計画） →資料編 1～11p 参照

【現状の要点】

- ・「自然の保全」と「その利用増進」の両立が求められている。
- ・佐渡弥彦米山国定公園内においては「歴史的興味対象や海岸風景、展望」を楽しむ場、「近郊都市・農村からの日帰りレクリエーション」の場として位置付けられている。
- ・対象地は、8割以上が第3種特別地域であり、林業・農業・漁業や里山的利活用については、ほぼ許容される。
- ・角田山・多宝山の一部が県指定の鳥獣保護区に含まれている。
- ・角田山・多宝山の森林整備については新潟市森林整備計画に基づいて実施される。



【法令・制度の視点からみた方向性】

佐渡弥彦米山国定公園の公園計画との整合を図るとともに、角田山、多宝山の国定公園としての位置づけから、農林漁業の混在する風景地として保全および利用の増進を図り、保健、休養、教育の場として利活用する方向が示される。

また、これと並行し、動植物の生息環境や林業・里山的利用の場を守る。

・自然公園法：

「この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。」

（法第1条（目的））

また、国定公園内では、すぐれた風景や風致を維持するため資料編1～3Pに示す行為について制限が設けられている。（特別地域内は法第13条3項）

ただし、法第13条9項に、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの」は適用除外とされている。同法施行規則第12条には、「枯損木や危険木の伐採、森林の保育」等が含まれており、当該地域で従来から行われてきた「下刈・間伐などの森林の保育施行、通常の農業活動、自家用の薪として利用するため木竹を択伐する行為」は、許可の適用除外となる。

・「佐渡弥彦米山国定公園」の公園計画における保護の方針、利用の方針：資料編 4p

<保護の方針>

「主要ルート沿線の海岸部、山稜部を第2種特別地域として沿線の風致維持につとめる」

<利用の方針>

「弥彦地区は、角田浜、間瀬、寺泊を連絡し、海岸地域を探勝する車道及び弥彦山地稜線部を探勝する車道を主要幹線ルートとする。また、特に歴史的興味対象や海岸風景、展望地点を探勝する歩道の整備につとめる。さらに、新潟市を中心とする近郊都市・農村からの日帰りレクリエーション施設（海水浴場、ピクニック園地等）の整備に重点をおく。」

・鳥獣保護区（森林鳥獣生息地）：資料編 7p

角田山の一部が県指定新潟角田鳥獣保護区（身近な鳥獣生息地）に、多宝山の一部が県指定弥彦鳥獣保護区（森林鳥獣生息地）に含まれており、法律において「鳥獣保護区の区域内の土地又は木竹に関し、所有権その他の権利を有する者は、正当な理由がない限り、環境大臣又は都道府県知事が当該土地又は木竹に鳥獣の生息及び繁殖に必要な営巣、給水、給餌等の施設を設けることを拒んではない。（第28条1項11号）」としている。

・森林計画：資料編 9p

本計画の対象地である、角田山・多宝山は、新潟市森林整備計画に位置付けられており、この中で森林整備の考え方が定められている。

2) 地勢や植生など自然条件 →資料編 12～30p 参照

【現状の要点】

- ・ 特徴的な地勢・気候による多様で貴重な動植物の存在。
- ・ 四季折々の花がみられる「花の山」
- ・ ホタルや山野草などの保全の取組みが盛んである。

【自然保全の視点からみた方向性】



角田山，多宝山の特徴的な地勢，気候が生み出した自然環境と，**貴重な動植物や生物多様性は守っていくべきものである**。また，これらの生態系を守り，育むことは同時に角田山，多宝山に多くの人々を引きつける大きな魅力となると考えられる。**土地所有者をはじめとする地元の人々や利用者である市民の理解と協力により角田山，多宝山の貴重な自然環境を守り，育て，これを活用していく方向が望まれる。**

(注) 生物多様性の保全：自然の中では、沢山の種類や数の生物達が、お互いに複雑に関係しあって生存しています。角田山や多宝山にみられる動植物も同様に、土や水、餌や棲みか、他の生物との関係など、周辺環境条件とのつながりの中で、バランスを保ちながら生きています。また、我々人間も、山の利用・管理を通じて、自然に影響を与えます。したがって、貴重な動植物を守るためには、周辺の多様な環境に配慮しながら整備し、上手に活用していくことが必要となります。

・ 地勢：

角田山・多宝山は、日本海と蒲原平野の境にそびえる弥彦山脈の一部であり、北側は季節風の影響を受け、内陸側に対しては季節風を防ぐ壁の役割を果たす。

・ 植物：資料編 12p, 16p

上記の地勢により、植生は海側と平野側で異なり、寒地系要素と暖地系要素とを有する。寒地系ではオオバボダイジュ、エゾイタヤ、ハマナスなど、暖地系はヤブツバキ、タブノキ、シロダモなどの常緑樹やシラキなど落葉樹などがみられる。また、平野側はかつて95%が人工林であり、角田山は現在も全体の約60%は植林地となっている。貴重な植物としては、「椿谷のケヤキ林（1981環境省調査による）」、新潟県レッドデータブック記載の絶滅危惧Ⅰ類であるツツイトモ、マルバノサウトウガラシ、イイヌマムカゴ、バシクルモンがみられる。この他、特別地域内の指定植物として資料編13pの表のもの

がある。また、春先の雪割草等を中心に、多くの観光客も訪れる「花の山」としての認知がなされているが、一方で盗掘被害などの問題もある。

・ 動物・昆虫：資料編 14p, 15p

新潟県レッドデータブックに記載の絶滅危惧Ⅰ類としてオジロワシ、オオワシ、オオセスジイトトンボ、オオモノサシトンボ、オオキトンボがみられる。

・ 自然保護の取組み：

角田山・多宝山の周辺においては、上記のような貴重な動植物の保全活動がいくつかみられる。矢垂川のホタルの里や、払川の冬妻ホタルなどは地元の人々が中心となって、ホタルやその生息環境の保全・維持に努めている。また、雪割草などの再生や保護監視員による巡回など、山野草の保全の取組みもなされている。

3) 社会条件① : 登山利用の現状 →資料編 34～40p 参照

【現状の要点】

- ・年間を通じて、多くの登山者が訪れる。
- ・植生の楽しめる春と秋に登山者が増加する他、冬（12～2月）の登山者数も全体の2割に及ぶ。
- ・主な登山目的は「健康づくり」、「リフレッシュ」、「山野草の観賞」。
- ・登山者においては「整備」より「保全」のニーズが高い。
- ・小学校の総合学習において、角田山での自然学習のニーズがみられる。また自然学習の他、登山道の整備などに取り組む小学校もある。
- ・小学校の総合学習に絡め、案内ボランティアのニーズもみられる。



【登山利用の視点からみた方向性】

年間を通じて多くの登山者が訪れ、多くの人に愛される山であることから、今後も、これらの利用者の心身の健康増進に寄与すべく、良好な環境づくりを進めていく方向が望まれる。
また、教育・啓発のための仕組みづくりも求められる。

・年別の利用者推移： 資料編 34p

角田山の過去5年の登山者数の推移を見ると、平成15年20万人→平成18年11万人→H20年は約15万人であり、減少傾向にあったものが増加に転じている。多宝山は年間4千人台の登山者であったものが大河ドラマ天地人によるPR効果から平成19年度は7千人台と増加し、今後2万人台の登山客が見込まれる。

・各コースの利用動向： 資料編 35p

【角田山】

稲島、福井、五りん石など平野側のコースは秋に登山者数のピークがある。

灯台、浦浜など海岸側のコースは春に登山者数のピークがある。なお、浦浜は8月にも顕著なピークが見られ、五か峠は、春・秋に顕著なピークがみられる。

その他コースは、桜尾根や宮前コースが中心になると思われるが、これらも春に顕著なピークがみられる。

【多宝山】

多宝山はコース利用の統計が無いいため、コースの様子を紹介する。

多宝山岩室温泉コースは、丸小山公園から天神山を経て登るコース。天神山には直江兼続の弟、大國実頼が治めていた中世の城跡「天神山城址」がある。

松岳山コースは、岩室神社から松岳山を経て登るコース。松岳山には天神山城の出城であった「松岳山城址」がある。

石瀬コースは、林道岩室金池線から石瀬～間瀬へ通じる登山道を登るコース。

※3つのコースは途中で1つになり、多宝山山頂へ続く。

・登山者の意識など： 資料編 36～38p

登山者に対するアンケートでは「健康（体力）づくり」「リフレッシュ」「山野草の観賞」の順に多く、角田山が、心身の増進に寄与していることが伺える。

ヒアリングの結果と同様、登山者のマナーは比較的良いとみられる。

「施設整備」より「山野草の保護」を重視している。

・ **学校教育との連携：** 資料編 39～40p

平成15年・16年に周辺の小中学校に対して行なったアンケートでは、「角田山で実施したい総合学習」は、「自然（植物）」「生態系」が最も多い。ついで「登山」「山遊び」「山の仕事」となっている。

角田山登山を行なう学校のうち、「登山教室」を実施している学校は約60%。現地案内ボランティアに対するニーズもみられる。また、巻地区の小学校では、チップ材による登山道整備など山を大切にす教育に取り組んでいる。

4) 社会条件② : 生活との関連, 産業との連携 →資料編 31~33p 参照

【現状の要点】

- ・かつては95%が杉林の「林業の山」。
- ・S40年代からは角田山麓で柿の生産を始める。
- ・かつては里山として貴重な山であり, 季節風の風除けにもなった「金屏風」と呼ばれていた。
- ・山頂・登山道を含め, 山のほとんどが民有地である。
- ・角田山は, 麓の自治会をはじめ登山愛好者団体や保護や整備を目的とする団体の連携により整備, 保全の取り組みが行なわれている。
- ・多宝山は, 温泉組合と活動団体の連携により山の保全・活用に取り組んでいる。
- ・周辺には, 山の幸だけでなく海の幸もある。

【生活・産業との関連の視点からみた方向性】

地元の農林水産業, 観光, 地元の人々はそれぞれ地域振興を目的とした連携によるあらたな展開を必要としている。地元の産業や自治会, 観光協会などが, 角田山, 多宝山を核とし, 訪れる登山客との関わりを考え, 連携して地域振興に取り組んでいく方向で結びつきを強めていくことが望まれる。

・ 林業 : 資料編 31~33p

明治に始まった角田山麓の林業(峰岡林業)は, 大正期に「早期伐採の林業地」として全国的に有名。戦後の復興で住宅需要が増大し, 林業が盛んになるが, 戦中の人手不足で造林ができず, 木材不足となる。最盛期には角田山の約95%が杉林。S40年頃から安い外材が入り, 林業は衰退。しかし, 地元では現在も一部の林業家は杉林の管理を続けている。また, 多宝山の林業については, 成長が遅く緻密な石瀬地域の杉が質の高さに定評があり, 高価格で取引されている。しかし, 木材の利用は, 輸入木材が中心となっており, 林業をとりまく環境は非常に厳しい。

角田山, 多宝山の森林面積の多くを占める杉の人工林の荒廃を防ぎ, 景観の保全を図るためには, 杉林の土地所有者でもある林業家の関わりが重要であり, 手入れを行っていくための条件となる林業の振興にもまた, 他産業との連携などによる新たな展開が必要となっている。

・ 農業 : 資料編 32~33p

S40年前半の林業低迷時に, 松林を伐採して柿の栽培をはじめた。(二箇, 竹野町, 稲島) 国のパイロット事業。現在, 地元224名と地域外150名の組合員で組織。しかし, 高齢化が進み, 担い手不足となっており, 圃場の荒廃につながっていくことが懸念される。地元観光業との連携の事例も見られるようになってきたが, 新たな展開が必要となっている。

・ 生活 : 資料編 32~33p

角田山は, これまで「里山」として利用されており, 自分の家は自分の山の木で建てて来た。山に入って, わらび, たけのこ, きのこ, 雪割草, カタクリなど何でも採取した。わらび, カタクリ, 雪割草は商売になった。季節風を防ぎ, 山の恵を与えてくれた弥彦山脈は「金屏風」と呼ばれていた。

現在, 地域の人々は里山との結びつきが希薄となってきた。角田山周辺の自治会は観光協会

を兼ねており、地域ぐるみの観光を行なう基盤がある。現在稲島地区の観光協会が山開きとちょうちん登山が行なわれており、福井地区の観光協会では、地域の振興策として、ホテルの増殖やホテル祭りなどが積極的に行なわれてきた。これら自治会である観光協会の活動が地域振興に結びつくように、また、年間15万人とも言われる登山客が地域振興に結びついていく方向を摸索していく必要がある。

・土地の所有状況：

角田山・多宝山は、古くから生活の場・生産の場として活用されており、現在でも山のほとんどの地域が民有地である。角田山、多宝山における活動の全てについて、土地所有者の理解と協力を得ていく必要がある。

・観光への活用：

山麓に開けた岩室温泉は、知名度の高い新潟市内唯一の温泉観光地であることから、山を訪れる登山者の利用に結びつけることが望まれる。海側には海水浴場を中心とする民宿もあり、海水浴のオフシーズンに登山客を受け入れるなど角田山との連携による活性化も考えられる。

山を取り巻く位置にあるレストランや食堂、直売所、陶芸などの体験施設、日帰り温泉施設などは、営業内容の情報を発信することで「登山と食」、「登山と温泉」など様々な要素を組み合わせた楽しみも創出できる。

林業体験、登山道整備体験、生き物調査体験など、実益や教育を合わせた体験活動も考えられる。

周辺には、単独の観光協会を有する集落が多く、地域住民と協働による観光の取組みが可能となる体制が存在する。

平成15年に角田山登山者に対して実施したアンケートによると、周辺施設の情報が不足していると思われる。

・歴史的資源：

角田山・多宝山の周辺は古くから居住地域となっており、長者ヶ原遺跡や岩原遺跡、山谷古墳といった縄文時代からの遺跡や、前方後円墳も見られ、山麓からは多数の石器や土器も発掘されるなど、歴史的資源の

宝庫と言える。多宝山の登山道途中にある天神山には中世の城跡があり、直江兼続の弟、大国実頼が城主を務めていたことで注目を集めている。

角田山・多宝山の山麓の道は、かつては出雲崎から新潟湊へ続く北国街道として重要な役割を果たしてきて、稲島宿は往時の面影を深く残している。松尾芭蕉や良寛もこの道を歩いたとされ、句の刻まれた石碑が多く残されている。

この北国街道には青龍寺、種月寺、一山寺、景清寺や石瀬神社、岩室神社、船山神社などの神社仏閣も多数点在し、種月寺の本堂は国の重要文化財の指定を受けるなど、貴重な遺産となっている。福井地区には、茅葺屋根の「旧庄屋佐藤家」が地区の有志により保存され、宿泊や食事の自炊活動ができるなど、都会と田舎の交流拠点となっている。また、「米百俵」で知られる三根山藩は、水の条件がよい角田山・多宝山の麓に位置したため、作物も豊富で相場が開かれたり、酒、醤油など醸造業が多く存在していたという。現在もその名残として、酒蔵が多く残っている。

・周辺の漁業：

角田山・多宝山は、日本海に接して立地しており、周辺に間瀬漁港・巻漁港などの漁港がみられ、魚介類の水揚げがある。

角田山、多宝山の海岸部には県営の間瀬漁港と市管理の巻漁港があり、山すその特別な環境の漁場で、新鮮で質の高い魚を水揚げする吾智網漁業を中心に操業が行われている。また、巻漁港では魚価の低迷に対応し、交流人口の拡大につなげていくため、平成20年度に直売所が整備された。しかし、漁業経営環境は厳しく、後継者難であり、観光との連携などによる新たな展開が必要となっている。

4. 角田山・多宝山の大まかな位置付け

前述の「前提条件」を踏まえた、それぞれの方向性を以下に示します。
また、それらを踏まえた全体の方向性を示します。

【個々の視点からみた方向性】

法令・制度の視点からみた方向性

佐渡弥彦米山国定公園の公園計画との整合を図る
農林漁業の混在する風景地としての利用の増進を図り、保健、休養、教育の場として利活用
動植物の生息環境や林業・里山的利用の場を守る

自然保全の視点からみた方向性

多くの人々を引きつける大きな魅力となる貴重な動植物や生物多様性を、土地所有者をはじめとする地元の人々や利用者である市民の理解と協力により守り、育て、これを活用していく

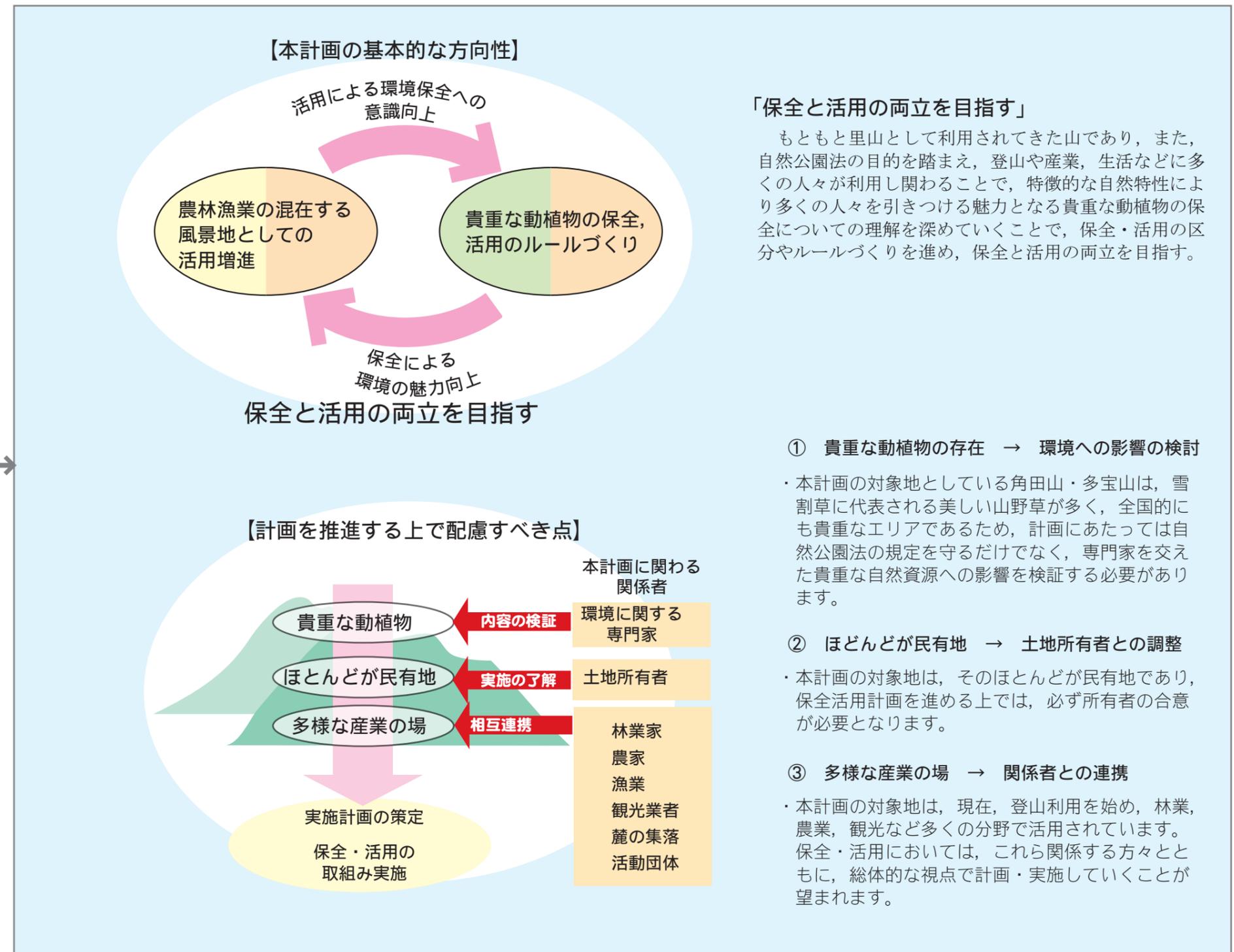
登山利用の視点からみた方向性

利用者の心身の健康増進に寄与すべく、良好な環境づくりを進めていく
教育・啓発のための仕組みづくりを進める

生活・産業との関連の視点からみた方向性

地元の産業や自治会、観光協会などが、角田山、多宝山を核とし、訪れる登山客との関わりを考え、連携して地域振興に取り組んでいく

【本計画における角田山・多宝山の位置付け】



5. 角田山・多宝山における個別の課題と方向性

現地の状況や、関係者へのヒアリングから、角田山・多宝山に関する課題及び、方向性を整理します。

1) 整備・保全に対する方向性

テーマ	現状・課題	方向性	今後の検討事項 (具体的な対応策については次年度以降の実施計画で行なう)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">整備・山頂・登山道の 保守管理の 考え方</p>	<p>【山頂】</p> <ul style="list-style-type: none"> 角田山は利用者が多く、特に山頂はピーク時に休む場所がないほどである。 過剰利用により芝なども後退している。 公園利用的な場所という意識の人も多く、外から持ち込んだ植物を植えている。 <p>【登山道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 登山道の補修については、それを発見した団体等が西蒲区へ連絡し、応急処置を図ることが多い。 活動団体は多いが、各団体の分担が定まっていない。 緊急対応で処置した箇所などは、すぐに荒れたり、逆に危険になる箇所もある。 <p>【登山道ではないが利用されている山道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 桜尾根コース、宮前コースなどは自然公園の利用計画に上がっていないが認知度も高く、登山者も多い。 各団体から、危険箇所について補修したいという要望あり。 角田山と多宝山を結ぶ山道は、国定公園の利用計画に位置付けられた登山道である。ただし、現在は登山道としては未整備である。 	<p>【山頂】</p> <ul style="list-style-type: none"> 角田山山頂は、国定公園の「園地」として位置付けられているため、「眺望や自然観察を楽しむ場」として捉え、基本的には「利用しやすさ」を優先させて整備する。 できる限り在来植生を活用した整備とする。 整備・補修については、関係者で容易に管理できるもの、管理手間のかからないものとする。 オーバーユースの実態をふまえた整備を検討する。 <p>【登山道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 登山道以外の場所への踏み出しを抑制するため、基本的には「利用しやすさ」「安全性」を踏まえた整備とする。 整備・補修については、関係者で容易に管理できるもの、管理手間のかからないものに統一する。(補修ガイドラインの整備等) <p>【登山道ではないが利用されている山道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来的には登山道として整備していくことを目指す。しかし、現段階においては所有者の合意形成が先決であるため、登山道としての位置付けはできない。 当面は、「登山道ではないこと」を看板などで登山者に知らせる。 	<p>山頂の整備手法について</p> <p>休憩場所（三望平など）の整備手法について</p> <p>登山道の整備手法について</p> <p>桜尾根コースの活用について</p> <p>宮前コースの活用について</p> <p>角田・多宝縦走コースの活用について</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">動植物の 保全の 考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 盗掘は減少しているが今なお被害がある。 インターネットなどによる情報流出から、自生の雪割草などが盗掘の恐れあり。 山野草保護の方策を検討するとともに、植栽の際の在来種と外来種の扱いについて検討が必要。 周辺には地元の保全活動によりホタルの生息環境が保たれている場所がいくつかみられる。 近年、沢の水量減少・樹木の生長の変化など、水環境の変化がみられている。 工事用道路の整備に伴う、貴重な動植物の損傷がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 植物観察などのため、登山道周辺から林の奥へ登山者が立ち入らないように、登山道沿道の植生を育てていく。 気軽に雪割草が楽しめるよう、登山道登り口への植栽は、専門家を交えて検討しながら、継続していく。 植栽においては、角田山・多宝山から採取・育成したものを使用する方向とする。 小中学校の登山学習などで、動植物などの大切さを伝える。 森林の保全を通じて川や沢など水環境の保全を図り、ホタルや魚類などの保全活動との連携を行う。 工事の計画段階における、動植物の専門家との協議の場を設けるよう努める。 	<p>雪割草の植栽のルール・ゾーン区分について</p> <p>保護監視活動の強化</p> <p>施設整備に伴う環境などへの影響の検討</p>

2) 仕組み・体制に対する方向性

テーマ	現状・課題	方向性	今後の検討事項 (具体的な対応策については次年度以降の実施計画で行なう)
保守管理の体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は、管理区分、各団体の役割が不明確である。 ・整備や補修の方向性について調整のないまま、各団体が任意で手を入れているため、無駄になる活動もある。 ・土砂流出などにより損傷した登山道の修復などはボランティア団体だけでは対処できないものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体間で理念を共有し、連絡調整を図る。 ・ボランティア団体や地元集落のほか、林業・農業・観光の関係者も関わる体制とする。 ・保全・管理・活用に関する意見交換や情報共有を図る。 ・登山道の損傷を発見した際の連絡体制をつくるなど、速やかな修復対応ができるよう努める。 	<p>保守管理活動における理念・方向性の統一</p> <p>様々な分野と連携した体制づくり</p> <p>保守・管理に関する役割分担・活動範囲の明確化</p> <p>保守・管理における連絡体制の整備</p>
(林業・農業・漁業・観光など) 産業との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・かつては、地元の人が管理しながら生活の糧としていた。 ・地域還元としての観光活用の検討が必要。 ・国上山～弥彦山～多宝山～角田山を一体的に考える必要がある。 ・かつては95%が生産林であり、管理などは全国的評価も高かった。 ・現在は、ほとんどの土地所有者が手入れをせず、土地境界も分からない。 ・福井や石瀬に意欲的に管理する人が数人いる。 ・地産材活用の動きもみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全や保守管理などの活動を行なう上では活動資金が必要であるため、有償ガイドなどの仕組みを検討する。 ・産業を持続する上では人材が必要であるため、林業体験・農業体験のような地域外からの人材受入れを検討する。 ・地元産材の普及促進、育林技術の継承などの仕組みを検討する。 ・麓の農産物、地酒など特産品について、角田山多宝山の「自然豊かな」イメージ発信とからめて発信し、相乗効果を図る。 ・周辺の産業資源との連携を図る。 ・登山者の受け入れ体制の充実を図る。 	<p>新たな里山的利用について</p> <p>林業体験など観光活用の検討</p> <p>地元産材利用の普及の仕組みづくり</p> <p>来訪者と地元の交流イベントの推進</p> <p>登山・観光ガイドの育成</p> <p>角田山・多宝山・弥彦山・国上山との一体的な連携の検討</p> <p>北国街道など他の観光資源との連携の検討</p> <p>漁業や農業などの産業資源との連携の検討</p> <p>シャトルバスの導入など登山者に配慮した周辺環境整備</p>
利用の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・地元集落から、登山客に対する不満の声は少ない。 ・ただし、一部で不法侵入や盗掘を行なう者がいる。 ・林道周辺へのゴミの不法投棄がみられ、地元処理の負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な自然環境を保全するため、盗掘や登山道以外への踏み出し防止に関する情報発信をする。 ・ごみの不法投棄を抑制する対策を検討する。 	<p>利用者やボランティア団体による利用のルールづくり</p> <p>利用者のマナー向上に向けた啓発</p> <p>土地所有者との協議を踏まえた監視や立ち入り規制の仕組みづくり</p> <p>ゴミの不法投棄などが地域産業・自然環境に及ぼす悪影響の情報発信</p>

6. 保全と活用の仕組みづくりについて

1) 活動を支える仕組みと役割

角田山・多宝山の保全活用を良好に進めていくためには、これを担う仕組みが必要であり、次のような役割が求められます。

役割：「これまでの保全・活用の改善」と「新たな保全・活用の創出」

(これまでの保全・活用の改善)

各団体の活動について情報交換・情報共有を行い、保全活用の場所区分や活用のルールづくりなどを進めます。

(新たな保全・活用の創出)

また、例えば地元産のスギ材の新しい利用方法や里山の有効な活用方法などについて検討を進めます。

2) 角田山・多宝山を守り活かすための仕組みづくり（イメージ）

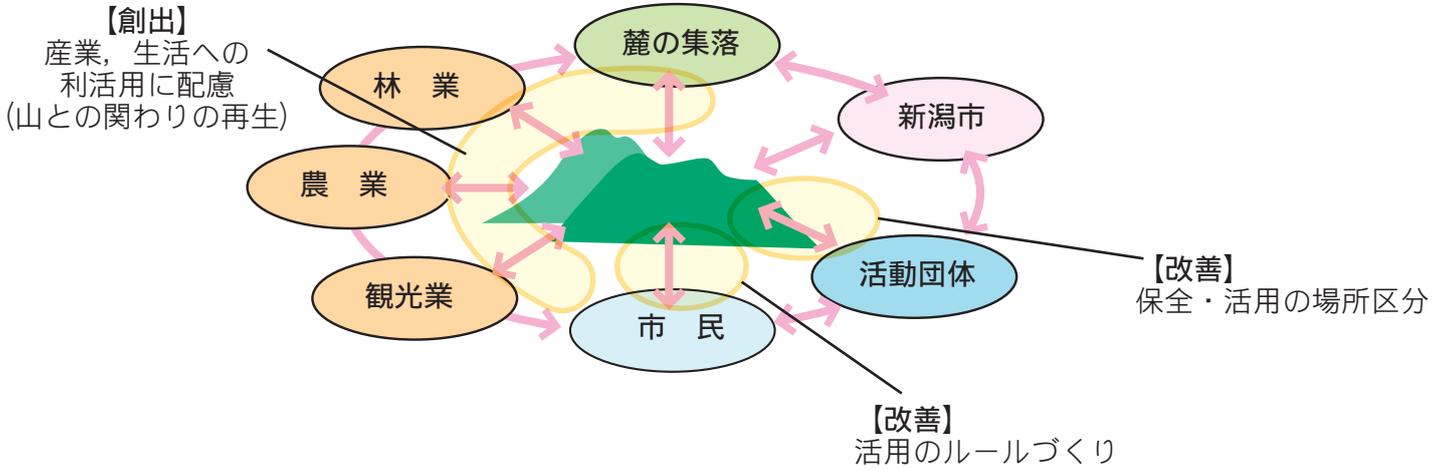
「柔軟な協議の場」の設立

角田山・多宝山を守り活かすための仕組みとして、「角田山・多宝山保全活用協議会（仮称）」を設置し、今後の協議の場を設けます。

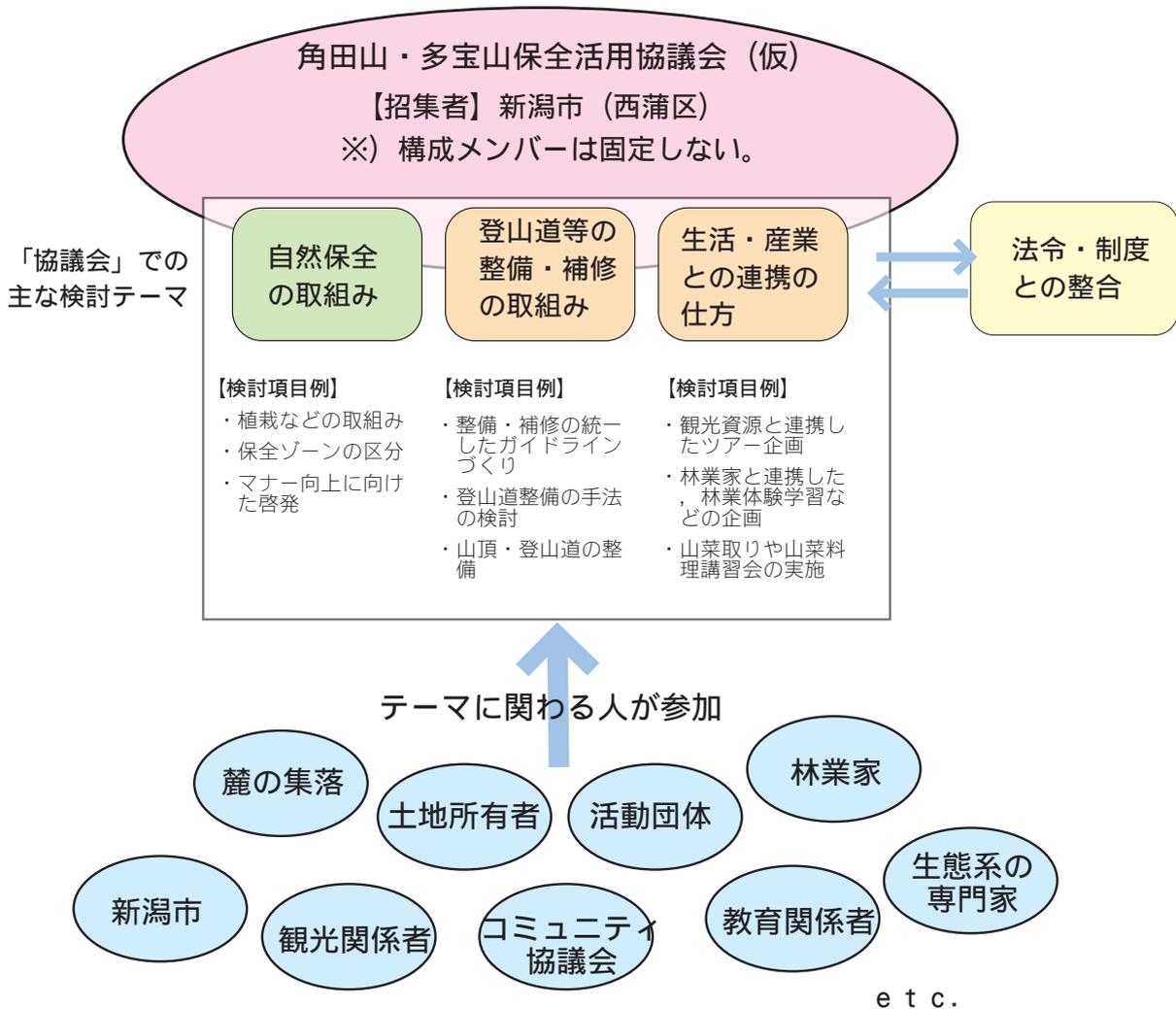
この「協議会」では、基本計画に基づき、実施計画を策定し、より具体的な内容を検討していくことで、互いにどのような役割を担い、協力し、活動していくかを検討していきます。

また、メンバーを固定するのではなく、テーマに応じて、参加者が変わる会議としていきます。

「これまでの保全・活用の改善」と「新たな保全・活用の創出」



「協議会」のイメージ



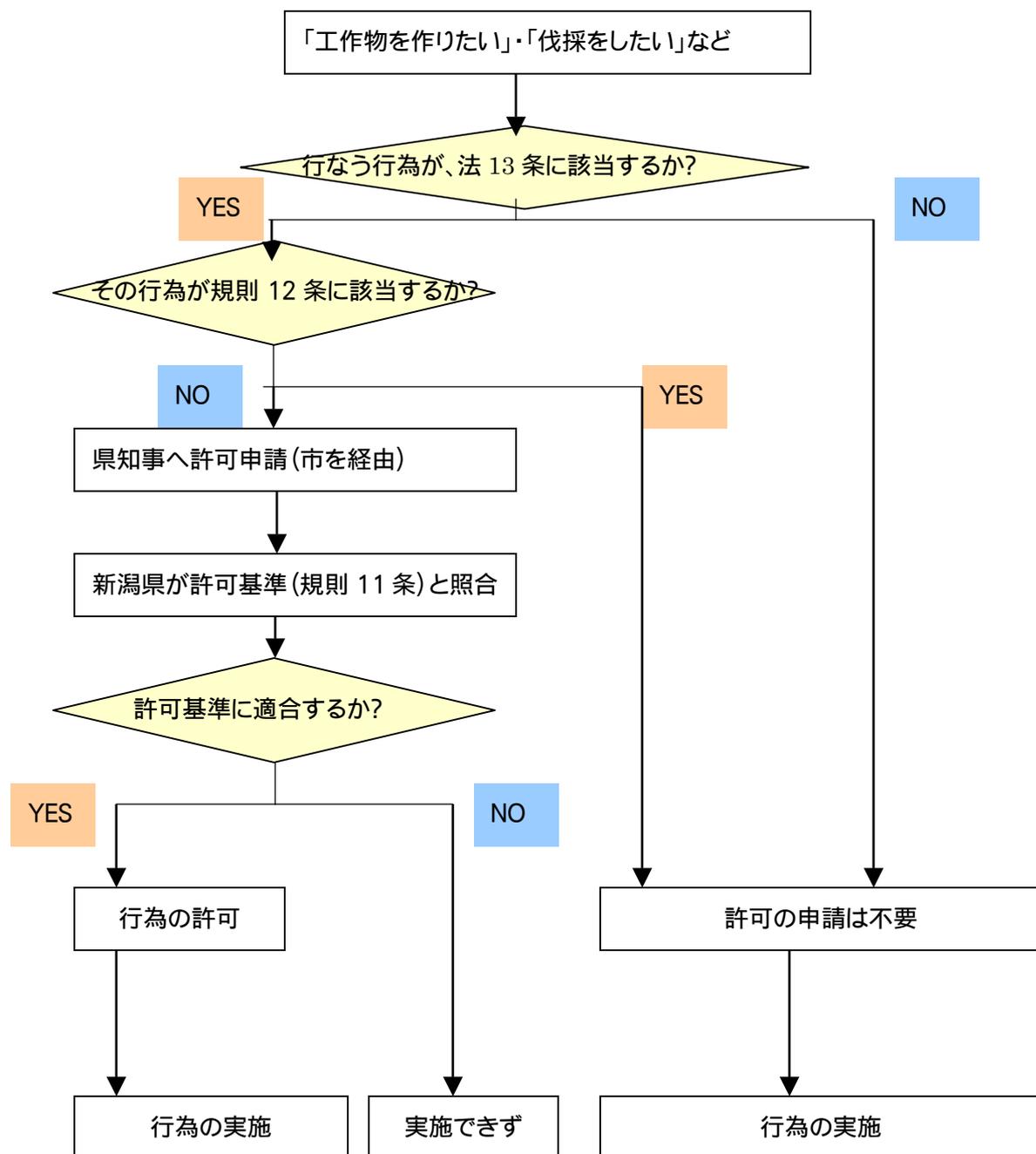
資料 1 : 法的位置付け

国定公園の地域区分

) 本計画の対象地に該当する地域を黄色に塗っています。

区 分		地区・地域の性格	行為の制限
特別地域	特別保護地区	特別地域内で特に優れた自然景観、原始状態を保持している地域で、特に嚴重に景観の維持を図る必要がある地区	原則不許可
	第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域	原則不許可
	第2種特別地域	第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域	風致景観上の支障がないものに限 り、一定の基準の範囲内で許可
	第3種特別地域	特別地域のうちで風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域	
普通地域		特別地域に含まれない地域で、風景の保護を図る必要がある地域	届出に係る行為が風景の保護に重要な支障がある場合には行為の禁止

国定公園特別地域内における行為の許可の手順



地域別の許可または届け出が必要となる行為（自然公園法 13 条、14 条、26 条）

（ ○ ：許可が必要な行為、 △ ：届出が必要な行為）

行為の内容 / 行為の場所		国立公園・国定公園		
		特別保護 地区	特別地域	普通地域
1	工作物の新築・改築・増築	○	○	一定水準を 超す工作物 △
2	木竹の伐採	○	○	
3	鉱物の掘採、土砂の採取	○	○	△
4	河川湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為	○	○	特別地域内の 河川湖沼等 △
5	指定池沼への汚水の排水	○	○	
6	広告物等の掲出、設置、表示	○	○	△
7	屋外における物の集積、貯蔵	○	環境大臣の 指定物 ○	
8	水面の埋立て、干拓	○	○	△
9	土地の形状変更	○	○	△
10	指定植物の採取・損傷	○	環境大臣の指定 植物の採取・損傷 ○	
11	動物の捕獲・殺傷、卵の採取・損傷	○	環境大臣の 指定動物 ○	
12	屋根壁面、工作物の色彩の変更	○	○	
13	指定区域への立入り		○	
14	道路、広場等以外の指定地域内の車馬、動力船の使用又は航空機の着陸	道路・広場以外 ○	環境大臣の 指定区域内 ○	
15	木竹の損傷	○		
16	木竹の植栽	○	環境大臣の 指定区域内 △	
17	家畜の放牧	○	係留放牧以外 △	
18	火入れ、たき火	○		
19	木竹以外の植物を植栽し又は植物の種子をまくこと	○		
20	動物を放つこと(家畜の放牧を除く)	○		

（注）普通地域での届出が必要な行為には、30 日間の着手制限があります。

佐渡弥彦米山国定公園 公園計画（保護の方針、利用の方針）

2 保護の方針

- ア 本公園の最大の特色である海食海岸景観の保護に重点をおく。このため、天然記念物に指定されている平根崎を特別保護地区に指定するほか、二つ亀島、大野亀島、押出崎、関岬、鹿の浦、尖閣湾、小木海岸等の海岸部を第1種特別地域として厳正な保護をはかる。
- イ 金北山、ドンデン山、妙見山等の大佐渡山地の稜線部は、ハクサンシヤクナゲの自生地等を保護する。ため第2種特別地域として景観の保護育成をはかる。
- ウ 歴史的な興味対象に富み、また、展望地点でもある弥彦山、国上山等の地域は、第2種特別地域として景観の保護育成をはかる。
- エ その他主要ルート沿線の海岸部、山稜部を第2種特別地域として沿線の風致維持につとめる。

3 利用の方針

- ア 佐渡地区は外海府、尖閣湾、小木海岸等の海岸地域を探勝する車道及び大佐渡山地、稜線部を探勝する車道を主要幹線ルートとして、沿線における園地、駐車場、展望施設、自然研究路の整備につとめる。また、山稜部の車道と分離して、シヤクナゲを觀賞し、展望を楽しむ登山道を整備する。
- イ 弥彦地区は、角田次、間瀬、寺泊を連絡し、海岸地域を探勝する車道及び弥彦山地稜線部を探勝する車道を主要幹線ルートとする。また、特に歴史的興味対象や海岸風景、展望地等を探勝する歩道の整備につとめる。さらに、新潟市を中心とする近郊都市農村からの日帰りレクリエーション施設（海水浴場、ピクニック園地等）の整備に重点をおく。

佐渡弥彦米山国定公園(弥彦地区)区域分割表示図 及び公園計画分割表示図 (全2枚中1)

(本図の市町村名等表示は平成13年4月1日時点のものである)

指定、計画決定告示年月日番号

事項	年月日	告示番号
国定公園指定	昭和25.7.27	厚生省告示第198号
区域変更	〃 45.7.1	〃 第228号
公園計画決定	〃 45.7.1	〃 第232号
特別地域指定	〃 45.7.1	〃 第232号
特別地域指定	〃 45.7.1	〃 第232号
集団施設地区指定	〃 45.7.31	新潟県告示第972号
単独施設地区指定	〃 47.3.7	〃 第314号
〃	〃 54.5.1	〃 第1052号
〃	〃 54.8.24	〃 第1955号
〃	〃 56.11.27	〃 第2945号
〃	〃 61.12.26	〃 第3154号
〃	平成 3.4.23	〃 第1134号
〃	〃 7.12.11	環境庁告示第79号
(中略)	〃 7.12.12	新潟県告示第2929号

保護計画凡例

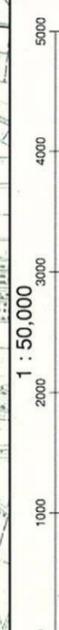
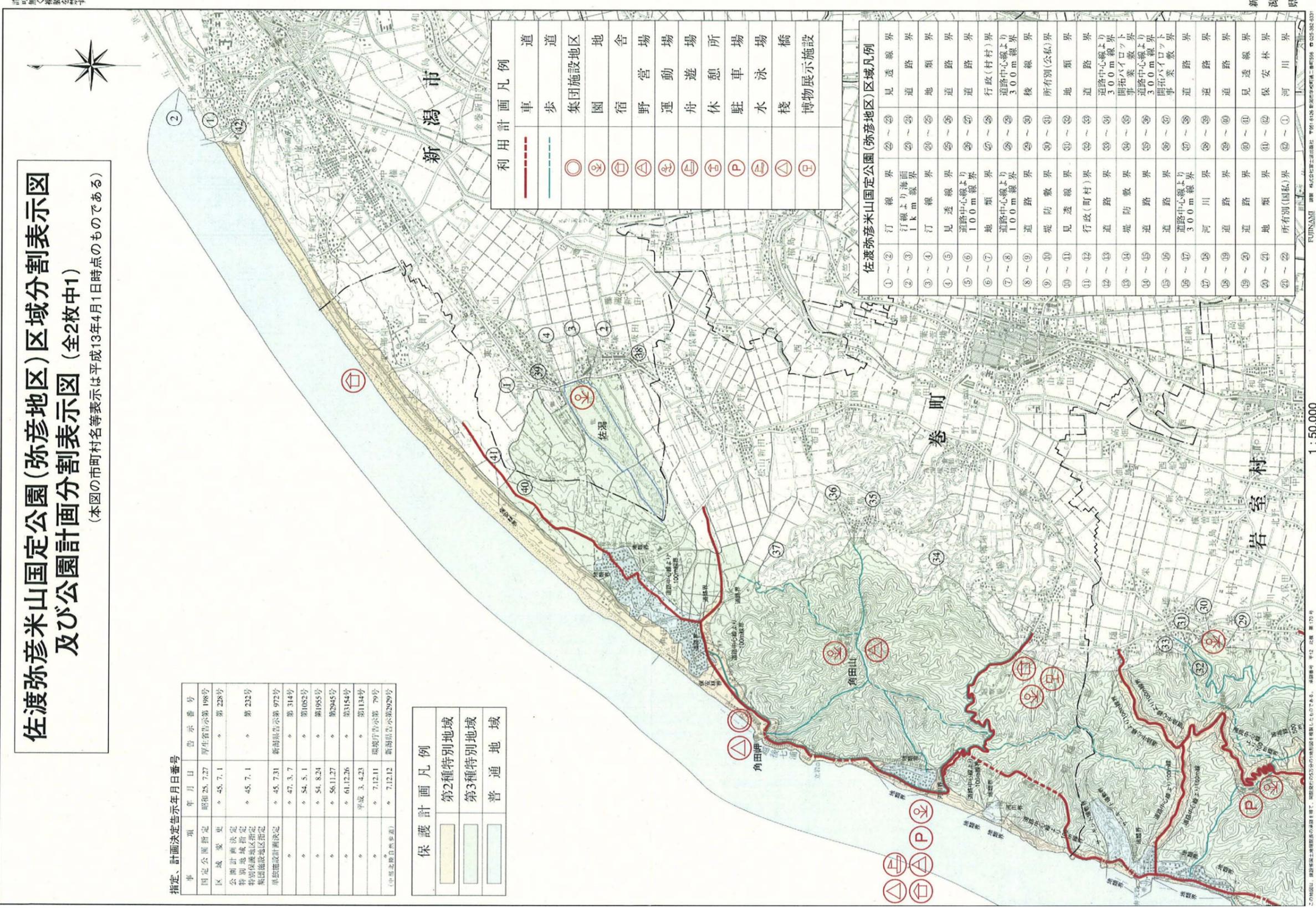
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

利用計画凡例

	自動車道
	歩道
	集団施設地区
	園地
	宿舎
	野営場
	運動場
	舟遊場
	休憩場所
	駐車場
	水泳場
	棧橋
	博物館施設

佐渡弥彦米山国定公園(弥彦地区)区域凡例

①	汀線	界
②	汀線より海面	界
③	1 k m 線	界
④	汀線	界
⑤	見透線	界
⑥	道路中心線より	界
⑦	100 m 線	界
⑧	道路中心線より	界
⑨	100 m 線	界
⑩	堤防敷	界
⑪	見透線	界
⑫	行政(町村)界	界
⑬	道路中心線より	界
⑭	300 m 線	界
⑮	堤防敷	界
⑯	道路中心線より	界
⑰	300 m 線	界
⑱	道路中心線より	界
⑲	300 m 線	界
⑳	河川	界
㉑	道路	界
㉒	道路	界
㉓	道路	界
㉔	見透線	界
㉕	保安林	界
㉖	河川	界



新潟県
FUJINAMI 編集 株式会社三井出版 〒951-8528 新潟県新潟市東区東山 電話 025-542-3337

佐渡弥彦米山国定公園(弥彦地区)区域分割表示図 及び公園計画分割表示図 (全2枚中2)

(本図の市町村名等表示は平成13年4月1日時点のものである)



佐渡弥彦米山国定公園(弥彦地区)区域凡例

①～②	汀線境界	②③	見透線境界
③	汀線より海面1km線境界	④⑤	道路境界
④	汀線境界	⑤⑥	地類境界
⑤	見透線境界	⑥⑦	道路境界
⑥	道路中心線より100m線境界	⑦⑧	行政(町村)境界
⑦	地類境界	⑧⑨	道路中心線より300m線境界
⑧	道路中心線より100m線境界	⑨⑩	後線境界
⑨	堤防敷境界	⑩⑪	所有別(公私)境界
⑩	堤防敷境界	⑪⑫	地類境界
⑪	見透線境界	⑫⑬	道路境界
⑫	行政(町村)境界	⑬⑭	道路中心線より300m線境界
⑬	道路境界	⑭⑮	開拓パイロット事業敷境界
⑭	堤防敷境界	⑮⑯	道路中心線より300m線境界
⑮	道路境界	⑯⑰	開拓パイロット事業敷境界
⑯	道路中心線より300m線境界	⑰⑱	道路境界
⑰	河川境界	⑱⑲	道路境界
⑱	道路境界	⑲⑳	道路境界
⑲	道路境界	⑳㉑	見透線境界
⑳	道路境界	㉑㉒	保安林境界
㉑	地類境界	㉒㉓	河川境界
㉒	所有別(国私)境界	㉓㉔	河川境界
㉓	所有別(国私)境界	㉔㉕	河川境界

指定、計画決定告示年月日番号

事項	年月日	告示番号
国定公園指定	昭和25.7.27	厚生省告示第198号
区域変更	昭和45.7.1	第228号
公園計画決定	昭和45.7.1	第232号
特別保護地区指定	昭和45.7.1	第232号
集団施設地区指定	昭和45.7.31	新潟県告示第972号
単独施設計画決定	昭和47.3.7	第314号
	昭和54.5.1	第1052号
	昭和54.8.24	第1955号
	昭和56.11.27	第2945号
	昭和61.12.26	第3154号
	平成3.4.23	第1134号
	昭和71.12.11	環境庁告示第79号
	昭和71.12.12	新潟県告示第29号

利用計画凡例

—	自動車道
- - -	歩道
○	集団施設地区
△	園地
□	宿舎
◇	野営場
⊕	運動場
⊖	舟遊場
⊗	休憩所
P	駐車場
E	水泳場
△	棧橋
⊕	博物展示施設

保護計画凡例

■	第2種特別地域
■	第3種特別地域
■	普通地域

この図は、建設省国土院建設局の承認を得て、建設省の告示により指定されたものである。承認番号 平13 国土 第179号
 FUJINAMI 建設 株式会社 建設省国土院建設局 平951-8170 新潟県新潟市中央区二番町590 電話 025-262-6331
 1 : 50,000
 0 1000 2000 3000 4000 5000

鳥獣保護区について

角田山・多宝山は、県指定の鳥獣保護区に含まれており、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により、規制が設けられている。

【弥彦鳥獣保護区】

区分：森林鳥獣生息地

面積：2,911.0 ha

存続期間：平成 14 年 11 月 1 日～平成 24 年 10 月 31 日

【新潟角田鳥獣保護区】

区分：身近な鳥獣生息地

面積：4,818.0 ha

存続期間：平成 13 年 11 月 1 日～平成 23 年 10 月 31 日

【鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（抜粋）】

（目的）

第一条 この法律は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

第三節 鳥獣保護区

（鳥獣保護区）

第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案してそれぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

- 一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域
 - 二 都道府県知事にあつては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であつて前号の区域以外の区域
- 2 前項の規定による指定又はその変更は、鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定めてするものとする。
 - 3 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするとき（変更にあつては、鳥獣保護区の区域を拡張するときに限る。次項から第六項までにおいて同じ。）は、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
 - 4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、当

該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（次項及び第六項において「指針案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

- 5 前項の規定による公告があったときは、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとする区域の住民及び利害関係人は、前項に規定する期間が経過する日までの間に、環境大臣又は都道府県知事に指針案についての意見書を提出することができる。
- 6 環境大臣又は都道府県知事は、指針案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったとき、その他鳥獣保護区の指定又は変更に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 7 鳥獣保護区の存続期間は、二十年を超えることができない。ただし、二十年以内の期間を定めてこれを更新することができる。
- 8 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないとき、その指定を解除しなければならない。
- 9 第二項並びに第十五条第二項、第三項及び第十三項の規定は第七項ただし書の規定による更新について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第四条第三項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第三項の場合にあっては、鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第十五条第二項、第三項及び第十三項の規定は第一項の規定による指定及びその変更について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十八条第九項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。
- 10 第十二条第四項の規定は第八項の規定により都道府県知事が行う鳥獣保護区の指定の解除について、第十五条第二項及び第三項の規定は第八項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨及び解除に係る区域」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十八条第十項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。
- 11 鳥獣保護区の区域内の土地又は木竹に関し、所有権その他の権利を有する者は、正当な理由がない限り、環境大臣又は都道府県知事が当該土地又は木竹に鳥獣の生息及び繁殖に必要な営巣、給水、給餌等の施設を設けることを拒んではならない。

（鳥獣保護区における保全事業）

第二十八条の二 国又は都道府県は、鳥獣保護区における鳥獣の生息の状況に照らして必要があると認めるときは、国にあっては前条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）において、都道府県にあっては同項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下「都道府県指定鳥獣保護区」という。）において、保全事業（鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための鳥獣の繁殖施設の設置その他の

事業であって環境省令で定めるものをいう。以下同じ。)を行うものとする。

- 2 環境大臣以外の国の機関は、国指定鳥獣保護区における保全事業を行うおとすときは、環境大臣に協議しなければならない。
- 3 地方公共団体は、環境大臣に協議し、その同意を得て、国指定鳥獣保護区における保全事業の一部を行うことができる。
- 4 都道府県以外の地方公共団体は、都道府県知事に協議し、その同意を得て、都道府県指定鳥獣保護区における保全事業の一部を行うことができる。
- 5 都道府県が第一項の規定による保全事業を行い、又は都道府県知事が前項の規定により保全事業について同意をしようとする場合において、次に掲げるときは、都道府県又は都道府県知事は、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
 - 一 当該保全事業として希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。
 - 二 当該保全事業として第九条第一項第三号に規定する環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。
- 6 第一項、第三項及び第四項の規定により保全事業として実施する行為については、第八条、第十六条第一項及び第二項並びに次条第七項の規定は、適用しない。

「新潟市森林整備計画」における森林整備の基本方針

(1) 森林整備の基本的な考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する機能を将来にわたり継続して高度に発揮させるため、森林の現状と課題及び森林所有者をはじめとする地域住民の森林整備に関する意向を踏まえ、最も重視すべき機能に応じて公益的施業別森林に区分し、この区分に応じた適切な森林施業の実施により、健全で活力ある森林の整備を推進することとします。

(2) 森林整備の推進方向

- ア 地域森林計画で定める森林の整備に関する基本的な事項を踏まえ、それぞれの森林の持つ機能が重複していることに配慮しつつ、森林を「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分することとします。
- イ 以下の事項を重点として適切な森林整備を推進することとします。
 - (ア) 急傾斜地等で土砂の流出や山腹崩壊を防止するための箇所については「水土保持林」として長伐期施業や育成複層林施業で積極的に推進することとします。
 - (イ) 自然環境の保全や景観の維持、環境教育や健康づくりの場等のための箇所については「森林と人との共生林」として景観の維持向上、森林とのふれあいの場等、野生生物の生息・育成に配慮し森林の整備に推進することと

します。

- (ウ) 資源の素材である木材を安定的かつ効率的に供給するための箇所については「資源の循環利用林」として成熟しつつあるスギ人工資源を有効に活用するため、林道及び作業路網の整備と間伐を主体として、計画的かつ効率的な伐採を推進することとします。

新潟市森林整備計画における、施業の方向性

区分	重視する機能	森林の区域	面積(ha)	推進すべき施業の方向
水土保全林	水源かん養機能	秋葉区		樹根及び表土の保全に留意し、木材のおう盛な成長や下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、森林施業の推進に当たっては、高齢級の森林への誘導や伐採にともなう裸地面積の縮小、分散を基本とする。
	山地災害防止機能	(旧新津市)	752	
		(旧小須戸町)	198	
		西蒲区(旧巻町)	43	
		(旧岩室村)	610	
森林と人との共生林		秋葉区		森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意する。
		(旧新津市)	88	
	生活環境保全機能	(旧小須戸町)	4	
	保健文化機能	西蒲区(旧巻町)	814	
		(旧岩室村)	767	
		北区(旧豊栄市)	27	
		旧新潟市	554	
資源の循環利用林		秋葉区		森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、経級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。
		(旧新津市)	335	
	木材等生産機能	(旧小須戸町)	97	
		西蒲区(旧巻町)	1,074	
		(旧岩室村)	105	
計			5,468	

屋外広告物の規制について

対象地である、角田山・多宝山は、「新潟市屋外広告物条例」において、屋外広告物（看板など）の設置が禁止されている地域です。

新潟市屋外広告物条例 第7条

第7条 次の各号に掲げる地域又は場所で市長が指定する地域又は場所には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び風致地区
- (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及び敷地並びにその周囲若しくは同法第109条第1項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (3) 新潟県文化財保護条例(昭和48年新潟県条例第33号)第5条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物及びその敷地並びにその周囲若しくは同条例第31条第1項の規定により指定された地域
- (4) 新潟市文化財保護条例(昭和47年新潟市条例第4号)第3条第1項の規定により指定された建造物及びその敷地並びにその周囲
- (5) 道路、鉄道等及びそれらに接続する地域
- (6) 新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例(昭和50年新潟市条例第3号)第7条第1項の規定により指定された保存樹木のある区域及びその周囲
- (7) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園及びその周囲
- (8) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条の規定により指定された国立公園及び国定公園の区域
- (9) 河川、湖沼、海浜及びそれらの周囲
- (10) 駅前広場及びその周囲
- (11) 墓地及びその周囲

資料2：自然
貴重な植物

科	種	選定理由	文献
ヒルムシロ	ツツイトモ	絶滅危惧Ⅰ類	新潟県レッドデータブック
		絶滅危惧Ⅱ類	環境省レッドデータブック
		重要度A	新潟県植物分布図集
ユキノシタ	マルバノサワトウガラシ	絶滅危惧Ⅰ類	新潟県レッドデータブック
		絶滅危惧ⅠB類	環境省レッドデータブック
ラン	イイヌマムカゴ	絶滅危惧Ⅰ類	新潟県レッドデータブック
		絶滅危惧ⅠB類	環境省レッドデータブック
		重要度A	新潟県植物分布図集
ガガイモ	スズサイコ	絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック
		絶滅危惧Ⅱ類	環境省レッドデータブック
キク	イワヨモギ	絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック
		絶滅危惧Ⅱ類	環境省レッドデータブック
	オオニガナ	絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック
		絶滅危惧Ⅱ類	環境省レッドデータブック
	ヒメヒゴタイ	絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック
		絶滅危惧Ⅱ類	環境省レッドデータブック
重要度B	新潟県植物分布図集		
キンボウゲ	ヤマシャクヤク	絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック
		絶滅危惧Ⅱ類	環境省レッドデータブック
		稀産	続・新潟のすぐれた自然
サンショウモ	サンショウモ	絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック
ユキノシタ	タコノアシ	絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック
		絶滅危惧Ⅱ類	環境省レッドデータブック
		稀産	続・新潟のすぐれた自然
		重要度B	新潟県植物分布図集
	ハルユキノシタ(指)	絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック
		北根	新潟県のすぐれた自然
重要度A	新潟県植物分布図集		
マメ	イヌハギ	絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック
		絶滅危惧Ⅱ類	環境省レッドデータブック
		重要度A	新潟県植物分布図集
カヤツリグサ	ニイガタカヤツリ	絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック
バラ	アイズシモツケ	絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック
		稀産	新潟のすぐれた自然
		重要度A	新潟県植物分布図集
カヤツリグサ	ピロウドテンツキ	絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック
イワヒバ	ヒモカズラ(指)	絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック
ウマノスズクサ	コシノカンアオイ(指)	準絶滅危惧	新潟県レッドデータブック
		準絶滅危惧	環境省レッドデータブック
カヤツリグサ	タカネマスグサ	準絶滅危惧	新潟県レッドデータブック
アヤメ	ヒオウギ	地域固体群	新潟県レッドデータブック
		分布上貴重な種	新潟のすぐれた自然
キンボウゲ	オオミスミソウ(ユキワリソウ)	地域固体群	新潟県レッドデータブック
		重要度A	新潟県植物分布図集
タデ	ニオイタデ	稀産	続・新潟のすぐれた自然
		重要度A	新潟県植物分布図集

注) 文献欄

新潟県レッドデータブック:「レッドデータブックにいがたー新潟県の保護上重要な野生生物」(新潟県 2001)
 環境省レッドデータブック:「日本の絶滅の恐れのある野生生物ーレッドデータブック」(環境省)
 新潟のすぐれた自然:「新潟のすぐれた自然 植物編」(新潟県 昭和58年)
 続・新潟のすぐれた自然:「続・新潟のすぐれた自然 植物編」(新潟県 平成5年)
 新潟県植物分布図集:「新潟県植物分布図集 第1集～第14集」(植物同好じねんじよ会)重要度A>I

国定公園 特別地域の指定植物

科名	種名
ヒカゲノカズラ	マンネンスギ、コスギラン
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ、ヒモカズラ、イワヒバ
チャセンシダ	クモノシダ
ヒノキ	ミヤマハイビャクシン
キンボウゲ	オクトリカブト、フクジュソウ、ヒメイチゲ、ミスミソウ(スハマソウ、オオミスミソウを含む。)、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、ミヤマオダマキ、リュウキンカ(エンコウソウを含む。)、カザグルマ、トリガタハンショウヅル、シラネアオイ、ミヤマキンボウゲ、ミヤマカラマツ、シキンカラマツ、ヤマシャクヤク
メギ	サンカヨウ
アケビ	ムベ
スイレン	エゾヒツジグサ(ヒツジグサを含む。)
ドクダミ	ハンゲシヨウ
ウマノスズクサ	コシノカンアオイ、ウスバサイシン、(サイシン)
オトギリソウ	イワオトギリ(ハイオトギリ)
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ケシ	エゾエンゴサク、ミチノクエンゴサク、オサバグサ
アブラナ	ミヤマハタザオ、イワハタザオ(イワテハタザオを含む。)、ミヤマガラシ(ヤマガラシ)
ベンケイソウ	タイトゴメ、ミヤママンネングサ
ユキノシタ	コシノチャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメパチソウ、(コウメバナソウを含む。)、ハルユキノシタ
バラ	コシジシモツケソウ、シモツケソウ(アカバナシモツケソウを含む。)、イワキンバイ、ミヤマキンバイ、ミネザクラ(チシマザクラを含む。)、ハマナス(ハマナシ)、イワシモツケ
スミレ	オオバキスミレ、テリハタチツボスミレ、ミヤマスミレ
イワウメ	イワカガミ(コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)、イワウチワ(オオイワウチワ、トクワカソウを含む。)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウ、コバノイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ(ベニイチヤクソウ)、マルバノイチヤクソウ
ツツジ	ウラジロヨウラク(ツリガネツツジを含む。)、イワナシ、ツガザクラ、ムラサキヤシオ、ハクサンシャクナゲ、(シロバナシャクナゲ、ネモトシャクナゲを含む。)、レンゲツツジ、アズマシャクナゲ、サイコクミツバツツジ、サクラサドウダン
サクラソウ	オオサクラソウ
リンドウ	エゾリンドウ、ミツガシワ
キョウチクトウ	バシクルモン
アカネ	エゾノヨツバムグラ、オオパノヨツバムグラ
ムラサキ	ハマベンケイソウ
シソ	イブキジャコウソウ(イワジャコウソウを含む。)
ゴマノハグサ	ミヤマコゴメグサ、ヤマウツボ(ケヤマウツボを含む。)、エゾシオガマ、エチゴトラノオ、ピロードトラノオ(エゾリトラノオ)、クガイソウ
ハマウツボ	ハマウツボ、キヨスミウツボ
オミナエシ	マルバキンレイカ
マツムシソウ	タカネマツムシソウ
キキョウ	ヤマホタルブクロ
キク	エゾノコギリソウ、チョウジギク、アズマギク、ミズギク(オゼミズギクを含む。)、ヒメヒゴタイ、サワオグルマ
ユリ	ツバメオモト、カタクリ、キバナノアマナ、ショウジョウバカマ、ニッコウキスゲ(ゼンテイカ)、コオニユリ、スカシユリ、クルマユリ、チャボゼキショウ、タマガワホトギス、エンレイソウ、コバイケイ(ウラゲコバイケイを含む。)
アヤメ	ノハナショウブ、カキツバタ
サトイモ	ミズバショウ、ヒメザゼンソウ、ザゼンソウ
ラン	エビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、サイハイラン、トケンラン、シュンラン(ホクロ)、コアツモリ、クマガイソウ、イチヨウラン、セッコク、カキラン、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ミヤマウズラ、ノビネチドリ、ミズトンボ、ムヨウラン、ギボウシラン、セイタカスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ、フタバラン(コフタバラン)、コケイラン、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、ヤマトキソウ、ヒトツボクロ、トンボソウ

貴重な哺乳類

科	種	選定理由	文献
モグラ	エチゴモグラ	準絶滅危惧	新潟県レッドデータブック
		準絶滅危惧	環境省レッドデータブック

注) 文献欄

新潟県レッドデータブック:「レッドデータブックにいがたー新潟県の保護上重要な野生生物」(新潟県 2001)
環境省レッドデータブック:「日本の舌メツツの恐れのある野生生物ーレッドデータブック」(環境省)

貴重な鳥類

科	種	選定理由	文献
タカ	オジロワシ	絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧ⅠB類	新潟県レッドデータブック 環境省レッドデータブック 国指定天然記念物
タカ	オオワシ	絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック 環境省レッドデータブック 国指定天然記念物
サギ	ミゾゴイ	絶滅危惧Ⅱ類 準絶滅危惧	新潟県レッドデータブック 環境省レッドデータブック
カモ	ハクガン	絶滅危惧Ⅱ類 情報不足	新潟県レッドデータブック 環境省レッドデータブック
カモ	サカツラガン	絶滅危惧Ⅱ類 情報不足	新潟県レッドデータブック 環境省レッドデータブック
タカ	オオタカ	絶滅危惧Ⅱ類 絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック 新潟のすぐれた自然
サギ	チュウサギ	準絶滅危惧 準絶滅危惧	続・新潟のすぐれた自然 新潟県植物分布図集
カモ	マガン	準絶滅危惧 準絶滅危惧	新潟県レッドデータブック 新潟のすぐれた自然 国指定天然記念物
カモ	ヒシクイ	準絶滅危惧 絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック 環境省レッドデータブック 国指定天然記念物
カモ	トモエガモ	準絶滅危惧 絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック 環境省レッドデータブック
タカ	ミサゴ	準絶滅危惧 準絶滅危惧	新潟県レッドデータブック 環境省レッドデータブック
タカ	ハチクマ	準絶滅危惧 準絶滅危惧	新潟県レッドデータブック 環境省レッドデータブック
ハヤブサ	ハヤブサ	準絶滅危惧 絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック 環境省レッドデータブック
シギ	ヘラシギ	準絶滅危惧 絶滅危惧ⅠB類	新潟県レッドデータブック 環境省レッドデータブック
シギ	アカアシシギ	準絶滅危惧 絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック 環境省レッドデータブック
シギ	オオジシギ	準絶滅危惧 準絶滅危惧	新潟県レッドデータブック 環境省レッドデータブック
カモメ	コアジサシ	準絶滅危惧 絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック 環境省レッドデータブック
カワセミ	ヤマセミ	準絶滅危惧	新潟県レッドデータブック
カササギヒタキ	サンコウチョウ	準絶滅危惧	新潟県レッドデータブック

注) 文献欄

新潟県レッドデータブック:「レッドデータブックにいがたー新潟県の保護上重要な野生生物」(新潟県
環境省レッドデータブック:「日本の絶滅の恐れのある野生生物ーレッドデータブック」(環境省)
新潟のすぐれた自然:「新潟のすぐれた自然 植物編」(新潟県 昭和58年)
続・新潟のすぐれた自然:「続・新潟のすぐれた自然 植物編」(新潟県 平成5年)

貴重な昆虫

科	種	選定理由	文献
トンボ	オオセスジイトトンボ	絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧Ⅰ類 稀産かつ絶滅の危機にある種	新潟県レッドデータブック 環境省レッドリスト 新潟のすぐれた自然
トンボ	オオモノサシトンボ	絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧Ⅰ類 稀産かつ絶滅の危機にある種	新潟県レッドデータブック 環境省レッドリスト 新潟のすぐれた自然
トンボ	オオキトンボ	絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック 環境省レッドリスト
トンボ	マダラヤンマ	絶滅危惧Ⅱ類 学術上貴重な種	新潟県レッドデータブック 続・新潟のすぐれた自然
キリギリス	カヤキリ	準絶滅危惧 分布の北限	新潟県レッドデータブック 続・新潟のすぐれた自然
キリギリス	オオクサキリ	準絶滅危惧 稀産種	新潟県レッドデータブック
ハンミョウ	ハラビロハンミョウ	準絶滅危惧 絶滅危惧Ⅱ類 分布の北限	続・新潟のすぐれた自然 新潟県植物分布図集 新潟のすぐれた自然
ハンミョウ	カワラハンミョウ	準絶滅危惧 絶滅危惧Ⅱ類 分布の北限	新潟県レッドデータブック 環境省レッドリスト 新潟のすぐれた自然
セセリチョウ	ホソバセセリ	準絶滅危惧 学術上貴重な種 日本海側の北限	新潟県レッドデータブック 新潟のすぐれた自然 続・新潟のすぐれた自然
アゲハチョウ	ギフチョウ	準絶滅危惧 絶滅危惧Ⅱ類	新潟県レッドデータブック 環境省レッドリスト
アナバチ	キアシハナダカバチモドキ	準絶滅危惧 環境省特定昆虫類	新潟県レッドデータブック 第2回基礎調査
ヤガ	ヤヒコカラスヨトウ	準絶滅危惧 環境省特定昆虫類 稀産種	新潟県レッドデータブック 第2回基礎調査 新潟のすぐれた自然
ムカシヤンマ	ムカシヤンマ	環境省指標昆虫類	第2回基礎調査
ホタル	ゲンジボタル	環境省指標昆虫類	第2回基礎調査
コオロギ	ウミコオロギ	環境省特定昆虫類 分布の北限	第2回基礎調査 新潟のすぐれた自然
クマスズムシ	クマスズムシ	環境省特定昆虫類 分布の北限	第2回基礎調査 新潟のすぐれた自然
			続・新潟のすぐれた自然
ツチカメムシ	ヨコツナツチカメムシ	環境省特定昆虫類 分布の北限	第2回基礎調査
ウスバカゲロウ	ハマベウスバカゲロウ	環境省特定昆虫類 分布の北限	第2回基礎調査 新潟のすぐれた自然
ヤガ	ヒメスジキノコヨトウ	環境省特定昆虫類 分布の北限	第2回基礎調査 新潟のすぐれた自然
アゲハチョウ	モンキアゲハ	環境省特定昆虫類 分布の北限	第2回基礎調査
シジミチョウ	ウラギンシジミ	環境省特定昆虫類	第2回基礎調査
シャクガ	ホシミスジエダシャク	環境省特定昆虫類 分布の北限	第2回基礎調査
カマキリ	ヒナカマキリ	分布の北限	新潟のすぐれた自然
			続・新潟のすぐれた自然
バッタ	ヤマトマダラバッタ	稀産種	続・新潟のすぐれた自然
キリギリス	ヤマクダマキモドキ	日本海側の北限	続・新潟のすぐれた自然
コオロギ	クマコオロギ	日本海側の北限	続・新潟のすぐれた自然
コオロギ	ヒロバネカンタン	分布の北限	続・新潟のすぐれた自然

角田山の四季の花

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
アズマイチゲ	○	○										
アマドコロ		○	○									
アマナ		○	○									
イチリンソウ		○中	○									
ウマノアシガタ		○	○									
ウラシマソウ		○	○									
エビネ		○下	○									
エンレイソウ		○	○	○								
エゾタンポポ		○	○									
オオイヌノフグリ	○	○										
オオジシバリ		○	○									
オオミスミソウ	○	○										
オドリコソウ	○	○	○	○								
カキドオシ		○	○									
カタクリ		○上～中旬										
カラスノエンドウ		○	○	○								
キクザキイチゲ	○下旬	○中旬										
キジムシロ		○	○									
キバナノアマナ	○	○										
キツネノボタン		○	○	○	○							
キンラン		○	○	○								
キクバオウレン	○	○										
キリンソウ			○	○	○	○						
クサソテツ												
クルマムグラ			○	○	○							
コシノコバイモ		○										
コシノチャルメルソウ		○	○									
コシノカンアオイ	○	○	○									○
コウボウムギ		○	○	○								
コバンソウ				○	○	○	○					
サイハイラン			○	○								
サンカヨウ			○	○	○							
ササバギンラン			○	○								
ショウジョウバカマ		○	○									
シャガ		○	○									
シュンラン	○	○										
スマレサイシン	○	○	○									
セイウタンポポ		○	○	○	○	○	○					

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
センボンヤリ		○										
ゼンマイ												
タチシオデ			○	○								
タチシオデの実								○	○			
タチツボスミレ		○	○									
タネツケバナ	○	○	○									
チゴユリ		○	○									
ツボスミレ		○	○									
ツクバネソウ			○	○								
ツクバネソウの実							○	○				
ツルカノコソウ		○	○									
ツルマンネングサ			○	○	○							
テンナンショウ(ヒロハ)			○	○								
トキワイカリソウ		○中旬	○上旬									
ドクダミ				○頃								
ナガハシスミレ		○	○									
ナツトウダイ		○	○									
ニガナ			○	○	○							
ニリンソウ		○中旬	○									
ニシキゴロモ		○	○									
ネコノメソウ	○下旬	○	○									
ノアザミ		○	○									
ハナウド			○	○								
ハハコグサ		○	○	○								
ハマエンドウ		○	○	○	○							
ハマダイコン		○	○	○								
ハマヒルガオ			○	○								
ハルユキノシタ			○上旬頃									
ハルジオン		○	○	○								
ヒトリシズカ		○	○									
ヒメオドリコソウ		○	○									
ヒメカンスゲ		○	○	○								
ヒメハギ		○	○	○	○							
フクジュソウ	○上旬～下旬											
フキノトウ	○	○	○									
フデリンドウ		○	○									
フタリシズカ		○	○	○								
ヘビイチゴ		○	○									

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
ホタルカズラ		○	○									
ホトケノザ		○	○									
ホウチャクソウ		○	○									
マムシグサ			○	○								
マキノスミレ		○	○									
ミズバショウ		○(角田山麓のみ)										
ミヤマキケマン		○	○									
ムラサキケマン		○	○									
メノマンネングサ			○	○								
ヤエムグラ			○	○								
ヤマアイ		○	○	○	○							
ヤマシャクヤク		○	○	○								
ヤマタツナミソウ			○	○								
ヨウシュヤマゴボウ				○	○	○	○					
ラショウモンカズラ		○	○									
ルイヨウボタン		○	○	○								
アズキナシ			○	○								
アズキナシの実								○	○	○		
アカメガシワ						○頃						
アカメガシワの実							○	○	○			
アケビ		○	○									
アケビの実								○頃				
ウワミズザクラ		○	○									
ウツギ			○	○								
ウリハダカエデ			○									
ウゴツクバネウツギ			○頃									
ウスノキ		○	○									
ウスノキの実							○	○				
エドヒガンザクラ	○下旬	○上旬										
エゴノキ			○	○								
エゾツリバナ			○	○								
オオバクロモジ	○下旬	○中旬										
オクチョウジザクラ		○	○									
オオカメノキ		○	○									
カスミザクラ		○中旬	○上旬									
キタコブシ		○	○									
カシワ			○	○								
カシワの実							○	○				

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
カマズミ			○	○								
カマズミの実								○				
クサイチゴ		○	○									
ケカマツカ		○	○									
ケアブラチャン	○	○										
ケキブシ		○	○									
ケナシヤブデマリ			○	○								
コマユミ			○	○								
コナラ		○下旬	○									
コナラの実							○	○				
サンショウ		○	○									
サンショウの実								○				
サルトリイバラ		○	○									
サルトリイバラの実								○	○			
シラキ			○	○								
タニウツギ			○	○								
スイカズラ			○	○								
スイカズラの実								○	○			
タムシバ		○	○									
ナニワズ	○	○										
ツクバネ			○	○								
ツクバネの実								○				
ナツハゼの実			○	○								
ニワトコ		○	○									
ノイバラ			○	○								
ノイバラの実									○	○		
ノダフジ		○	○	○	○							
ハナイカダ			○	○								
ハウチワカエデ		○	○									
ヒメコウゾ		○	○									
ヒヨウタンボク		○	○	○								
ヒヨウタンボクの実							○	○				
ヒメアオキ	○	○	○									
ヒメアオキの実	○	○							○	○	○	○
ヒトツバカエデ			○	○								
マルバマンサク	○	○										
マルバアオダモ		○	○									
モミジイチゴ		○	○									

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
モミジイチゴの実				○								
ミヤマガマズミ			○	○								
ミヤマガマズミの実								○				
ヤマツツジ		○	○	○								
ヤブツバキ	○	○										○
ヤマブキ		○	○									
ヤマウコギ			○頃									
ヤマグワ		○										
ヤマグワの実					○	○						
ヤマナシ		○										
ヤマナシの実								○				
ヤマウルシ			○	○								
ユキグニミツバツツジ			○									
レンゲツツジ		○	○									
アサツキ			○	○	○							
アオヤギソウ				○	○							
アキカラマツ					○	○	○					
イチヤクソウ				○	○							
イヌゴマ					○	○						
ウツボグサ					○	○						
ウメガサソウ				○	○							
ウリカワ					○	○	○					
オオマツヨイグサ					○	○	○					
オオウバユリ					○	○						
オオウバユリの実							○	○	○			
オカトラノオ				○	○							
オトギリソウ					○	○	○					
オトコエシ						○	○					
オニヤブマオ						○	○					
カワラナデシコ					○	○	○	○				
カセンソウ					○	○	○					
キツネノカミソリ							○上旬～下旬					
キツリフネ							○	○	○			
ギンリョウソウ			○	○	○	○						
クガイソウ					○	○						
クサボタン						○	○					
クサフジ			○	○	○	○	○					
クズ					○	○	○					

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
クルマバナ					○	○						
ゲンノショウコ					○	○	○	○				
ゲンノショウコの実								○	○			
クルマユリ					○	○						
コウゾリナ			○	○	○	○	○					
コバギボウシ					○	○						
コウホネ				○	○	○						
スカシユリ				○上旬～中旬								
タケニグサ					○	○						
センニンソウ						○	○					
センニンソウの実								○				
チチコグサ			○	○	○	○	○	○				
ツリガネニンジン						○	○	○				
ツユクサ				○	○	○	○					
ツユクサ[白]				○	○	○	○					
ツリフネソウ						○	○	○				
トリアシショウマ				○	○							
ネジバナ			○	○	○	○						
ノハナショウブ				○	○							
ハマボツス			○	○								
ハマウツボ			○	○	○							
ヒヨドリバナ						○	○	○				
ヒオウギ						○	○					
ヒヨドリジョウゴ						○	○					
ヒヨドリジョウゴの実								○	○			
ヘクソカズラ						○	○					
ホタルブクロ				○	○							
ボタンヅル						○下旬	○					
マンテマ			○	○								
ミソハギ					○	○						
ミヤコグサ			○から秋までの長期間咲く									
ミヤマウズラ						○	○					
ミヤマカラマツ			○	○								
ヤマユリ				○	○	○						
ヤマブキショウマ				○	○							
ヤブラン					○	○	○					
ヤブランの実								○	○			
ヤグルマソウ			○	○								

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
ヨツバヒヨドリ						○	○	○				
アイズシモツケ			○	○								
イワガラミ			○	○								
ウリノキ				○								
エゾアジサイ				○	○	○						
カラスザンショウ					○	○						
クサギ						○	○					
クリ				○	○							
シモツケ				○	○	○						
サルナシ				○	○							
サルナシの実								○				
ナツツバキ				○	○							
ナンテンハギ					○	○	○					
ネムノキ				○	○	○						
ノブドウ					○	○						
ホツツジ						○	○					
バイカウツギ			○	○								
ハマナス			○	○	○	○						
ハマナスの実								○				
マタタビ				○	○							
マツブサ				○	○							
ミヤマイボタ			○	○	○							
イワガラミの黄葉												
ムラサキシキブ				○	○							
ムラサキシキブの実							○	○				
ヤマボウシ				○	○							
ヤマボウシの実								○	○			
アカバナ					○	○	○					
アキノキリンソウ						○	○	○				
アキノノゲシ						○	○	○				
アキノウナギツカミ				○	○	○	○					
アケボノソウ							○	○				
ウシタキソウ						○	○					
ウド						○	○					
オオヒナノウスツボ						○	○					
オクトリカブト								○	○			
オクモミジハグマ							○	○				
オヤマボクチ							○	○				

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
オモダカ						○	○	○				
カワミドリ						○	○	○				
キカラスウリ						○	○					
キバナアキギリ						○	○	○				
キンミズヒキ					○	○	○	○				
サラシナショウマ						○	○	○				
シラヤマギク						○	○					
ジャコウソウ							○	○				
ススキ							○					
スズメウリ						○	○					
センブリ							○	○	○			
セイタカアワダチソウ							○	○				
タムラソウ						○	○	○				
タコノアシ						○	○					
タマバシロヨメナ						○	○	○				
ダンドボロギク							○	○				
ツルニンジン						○	○	○				
ツルリンドウ						○	○	○				
ツルリンドウの実							○	○	○			
ツルボ						○	○	○				
ツルフジバカマ						○	○	○				
ヌスビトハギ					○	○	○					
ヌスビトハギの種子							○	○				
ノダケ						○	○	○				
ハナワラビ						(胞子をつける葉が出る時期)			○	○	○	
ノコンギク						○	○	○				
ヒキオコシ							○	○				
ヒメシロネ						○	○	○				
フジテンニンソウ							○	○				
ブタナ				○	○	○	○	○				
ホタルサイコ						○	○	○				
ミズヒキ						○	○	○				
ミゾソバ					○	○	○	○				
ミチノクヨロイグサ					○	○	○					
ミヤマイラクサ					○	○	○					
ヤクシソウ						○	○	○	○			
ヤブマメ							○	○				
ヤブツルアズキ						○	○	○				

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
ユウガギク						○	○	○				
シロダモ								○	○			
コマツナギ					○	○	○					
コマユミ			○	○								
ヤマハギ						○	○					
ヤブコウジ					○花	○花		○実				

多宝山の四季の花

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
アズマイチゲ	○	○										
ウスバサイシン	○	○										
オオイヌノフグリ	○	○										
フキ	○	○										
オウレン	○	○										
ショウジョウパカマ	○	○										
ミスミソウ	○	○										
ヤマネコノメソウ	○	○										
キクザキイチリンソウ	○	○	○									
オオミスミソウ	○	○	○									
ミヤマカタバミ	○	○	○									
カタクリ	○	○	○									
フクジュソウ	○	○	○									
ツボスミレ	○	○	○									
シュンラン		○	○									
ハコベ	○	○	○	○	○	○	○					
クマガイソウ		○	○									
キンラン		○	○									
コシノコバイモ		○	○									
オオイワカガミ		○	○									
ウラシマソウ		○	○									
マキノスミレ		○	○									
ヒトリシズカ		○	○									
ホウチャクソウ		○	○									
イワウチワ		○	○									
キバナノアマナ		○	○									
ユリワサビ		○	○									
ニリンソウ		○	○									
イチリンソウ		○	○									
エンレイソウ		○	○									
カキドオシ		○	○									
ラショウモンカズラ		○	○									
デワノタツナミソウ		○	○									
ハマフウロウ		○	○									
ナツウダイ		○	○									
ヒメニラ		○	○									
オオタチツボスミレ		○	○									

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
コシノチャルメルソウ		○	○									
トキワイカリソウ		○	○									
ヤマエンコグサ		○	○									
ムラサキケマン		○	○									
ニシキゴロモ		○	○									
ナガハシスミレ		○	○									
ミチノクエンコグサ		○	○									
エゾタンポポ		○	○									
ホクリクネコノメソウ		○	○									
フデリンドウ		○	○									
ワニグチソウ		○	○	○								
ヤマシャクヤク		○	○	○								
ルイヨウボタン		○	○	○								
ルリの色の花		○	○	○								
コシノカンアオイ		○	○	○								
スミレサイシン		○	○	○								
オオアマドコロ		○	○	○								
ユウシュウラン		○	○	○								
サルメンエビネ		○	○	○								
チゴユリ		○	○	○								
オドリコソウ		○	○	○								
ハマハタザオ		○	○	○								
ハマダイコン		○	○	○								
ハルジオン		○	○	○	○							
ハマエンドウ		○	○	○	○							
マムシグサ		○	○	○								
ハマニガナ		○	○	○	○	○	○	○				
ギンラン			○	○								
ササバギンラン			○	○								
エビネ			○	○								
サイハイラン			○	○								
ムラサキムヨウラン			○	○								
ホクリクムヨウラン			○	○								
トケンラン			○	○								
ノビネチドリ			○	○								
ヒトツボクロ			○	○								
イヌマムカゴ			○	○								
トリガタハンショウヅル			○	○								

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
フタリシズカ			○	○								
ユキザサ			○	○								
シャガ			○	○								
ハルユキノシタ			○	○								
サンカヨウ			○	○								
ヒロハテンナンショウ			○	○								
クルマバソウ			○	○								
ツクバネソウ			○	○								
ホタルブクロ			○	○								
スズムシソウ			○	○								
キショウブ			○	○								
メノマンネングサ			○	○								
ハマヒルガオ			○	○								
ハマボツス			○	○								
オオハナウド			○	○								
マンテマ			○	○								
ギンリョウソウ			○	○	○							
ミヤマナルコユリ			○	○								
オモト			○	○	○							
ノビル			○	○								
キヨスミウツボ			○	○	○							
オオサワハコベ			○	○	○							
コヒルガオ			○	○	○	○						
ネジバナ			○	○	○	○						
カタバミ			○	○	○	○	○					
コウゾリナ			○	○	○	○	○	○				
ノアザミ			○	○	○							
コケイラン				○	○							
オオバノトンボソウ				○	○							
ゼンテイカ				○	○							
ノハナショウブ				○	○							
ホタルカズラ				○	○							
ヤグルマソウ				○	○							
クモキリソウ				○	○							
ヤマトキシソウ				○	○							
イチヤクソウ				○	○							
オオバギボウシ				○	○							
オオウバユリ				○	○							

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
オカラノオ				○	○							
ギョウジャンニク				○	○							
ハマボウフウ				○	○							
ヒロハナヤスリ				○	○							
セイタカスズムシソウ				○	○							
ホオズキ				○	○							
ウメガサソウ				○	○							
ハンゲショウ				○	○	○						
ツボクサ				○	○	○						
バシクルモン<アイヌ名>				○	○	○						
コオニユリ				○	○	○						
トチバニンジン				○	○	○						
モウズイカ				○	○	○						
キリンソウ				○	○	○						
スナビキソウ			○	○	○	○						
ナツワラビ					○							
カキラン					○	○						
ナツエビネ					○	○						
ハクウンラン					○	○						
ヤマサギソウ					○	○						
トンボソウ					○	○						
オオヤマサギソウ					○	○						
ウツボグサ					○	○						
カワラナデシコ					○	○						
ノギラン					○	○						
アカバナ					○	○						
クガイソウ					○	○						
ヒメヤブラン					○	○						
ノカンゾウ					○	○						
タマガワホトギス					○	○						
オオナンバンギセル					○	○						
ヤマユリ					○	○						
クルマユリ					○	○						
オニユリ					○	○						
クサアジサイ					○	○						
キツリフネ					○	○						
コシジシモツケソウ					○	○						
オトギリソウ					○	○						

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
サラシナショウマ					○	○						
エゾオオバコ					○	○						
ヒメヒオオギスイセン					○	○						
ヌマトラノオ					○	○						
ミヤマイラクサ					○	○						
ムカゴイラクサ					○	○						
ミソハギ					○	○						
コバギボウシ					○	○						
アオヤギソウ					○	○						
ヒルガオ					○	○						
タケニグサ					○	○						
ヤブカンゾウ					○	○						
イケマ<アイヌ語>					○	○						
トリアシショウマ					○	○						
ヒオウギ					○	○	○					
シロバナカモメヅル					○	○	○					
クズ					○	○	○					
オオマツヨイグサ					○	○	○					
ゲンノショウコ					○	○	○	○				
ヒメジオン					○	○	○	○				
キンミズヒキ					○	○	○	○				
ミゾソバ					○	○	○	○				
ガガイモ						○						
ツリフネソウ						○	○	○				
アケボノシュスラン						○	○					
ミヤマウズラ						○	○					
モミジガサ						○	○					
キツネノカミソリ						○	○					
ヤブラン						○	○	○				
ツルニンジン						○	○					
エチゴトラノオ						○	○					
ジャコウソウ						○	○					
ウンラン						○	○					
カラハナソウ						○	○					
ツルニチニチソウ						○	○					
ウド						○	○					
ボタンヅル						○	○					
ヘクソカズラ						○	○					

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
センニンソウ						○	○					
キバナアキギリ						○	○	○				
カワミドリ						○	○	○				
ダイヤモンドソウ						○	○	○				
ミョウガ						○	○	○				
ツルリンドウ						○	○	○				
ツリガネニンジン						○	○	○				
ギンリョウソウモドキ						○	○	○				
ミズヒキ						○	○	○				
タムラソウ						○	○	○				
ヒガンバナ							○					
オクトリカブト							○	○				
リンドウ							○	○				
アケボノソウ							○	○				
シロツリフネソウ							○	○				
コシオガマ							○	○				
センブリ							○	○	○			
シオガマギク							○	○				
チチツパベンケイ							○	○				
トウゲシバ							○	○				
テンニンソウ							○	○				
ノボロギク									○	○		
フユノハナワラビ	○								○	○	○	○
オオハナワラビ	○								○	○	○	○

資料3：角田山・多宝山の利活用の歴史

かつての峰岡林業の様子（大澤材木さん所有写真）



大正期の林相コンテストの様子。丁寧な手入れが全国的に有名となり、視察団も訪れた。



馬による木材の運搬の様子。



階段状に耕された植林地。木が小さい間は畑としても利用した。



昭和 30 年代の角田山。戦後の住宅ラッシュにより切る木がなくなった。

角田山の歴史

角田山 近代史略歴(出典:関係者ヒアリング, 広報紙より)

林業全盛期・里山的利用期	M21	田村興治平が木曾を旅し、福井の自然林を人工林として植林を始めた。(峰岡林業の始まり)
	大正期	早期伐採の林業地として全国的に有名になる。視察や品評会も頻繁に行なわれる。
	戦前	角田山山頂は、観音堂が祀られ、多くの信仰者が登っていた。(弥彦山塊一体は修験の場であった)
	S25	佐渡弥彦国定公園に指定される。
	S27.7	佐渡弥彦国定公園として角田山も指定される。
	～30頃	戦後の住宅復興の影響で、林業が盛んになる。また、米の高騰により、農家住宅建築の需要も伸びる。
	～30頃	需要増により、戦中の人手不足で育成できなかったため材料不足になる
	S30	角田村合併
	S33	新潟カントリークラブ(ゴルフ場)ができる
	～40頃	最盛期には、角田山の95%は杉林となった。
	～S40頃	伐採後の山地は階段状に耕作され、緑林までの間スイカ・菜種・サツマイモなどの耕作地に利用された。
	～S40頃	生産されていたのは主に杉・松。松は梁材として出荷された。
	～S40頃	山林の管理は、地元集落に無償で委託。枝打ちなどを行なう代わりに燃料として回収。市場などに売り出した。
	S40頃	安価な外材が入り出したため、林業が衰退。S43頃には植林をやめる。
S40頃～	植林をやめた土地から雑木が芽吹く。	
S42	パイロット事業の導入。角田山麓は柿を選択。(同時期に事業導入した弥彦はブドウを選択)	
登山的利用・ボランティア活動全盛期	S40頃	スカイライン工事に反対し当時の巻町長が山頂を取得
	S44	「稲島の杉」「稲島の椿谷自然林」が町指定文化財に指定される。
	S45	三望平に桜(そめいよしの)200本植栽、ツツジ100本植栽
	S45	峰岡中学校が野鳥の巣箱11個を取り付ける。
	S45	五ヶ峠駐車場できる
	S46	山頂にりんどう1200本植える
	S46	稲島地区の方々为中心なり、稲島コースの山頂手前に観音堂を建設。(宗)向陽道林を組織し管理に当たる。同じ年、巻ハイキングクラブが山頂に健養亭(三角小屋)を建設し今日まで管理運営に当たっている。
	S46	観音堂設置に伴い「角田山のためになることをしよう」と「角田山友の会」が発足。稲島集落や周辺市町村から会員が集まる。
	S47	町双書「角田山のキノコ」発行
	S47	巻町・湯東村教育委員会が冊子「角田山塊の生物」を発行
	S48	第1回ちようちん登山、参加者250人、花火16発
	S48	稲島コース階段・案内標識20基、五ヶ峠コースあづま屋新設
	S48	角田山塊生物調査-49年調査報告書作成
	S50	シーサイドライン間瀬～角田間開通
	S50頃?	稲島集落や角田山友の会、観音堂協賛会などが所有者である町長の了解を得て、山頂のボランティア整備を始める。
	S53	教育委員会で巻町双書「角田山の博物誌」発行
	S53	灯台コース登山道整備(県と共同)
	S55	城山野球場オープン
	S60	稲島コース新名所「追慕の碑」完成
	S60	山谷古墳町文化財指定
	S63	稲島登山口駐車場整備
	H元年	西蒲地区理科教育センターが冊子「角田山の植物」を発行
	H元年	福井地内温泉掘削事業、稲島登山口の駐車場造成事業
	H2	平成福寿観音完成
	H2	雪割草等育成事業 種・株募集 4年後移植
	H3	山頂寄席を開催
	H4	じよんのひ館仮オープン
	H5頃	県OBの呼びかけにより、「角田山花の会」が発足。山頂のノハナショウブの苗育成、山頂へ植栽を行なう。
	H5	「カーブドッチ」ワイナリー完成
	H6	角田山自然館オープン、五福トンネル開通
	H6	巻町が「雪割草保護条例」を制定
	H6～	「角田山花の会」が雪割草の植栽を始める。(五ヶ峠、福井の2箇所)
	H7	角田山ネットワークが山頂に木陰を創出するため、イタヤカエデなどを植栽
	H7	ホテルの幼虫6000匹放流
H8	農村環境改善センター完成	
H13	巻町自然環境保全条例を制定	
H14	角田山総合利用計画策定基礎調査	
H14	森林ボランティアが、福井地区の林地を借り、管理を始める	
H14	巻漁港開港。	
H15	バイオトイレ完成	
H16	県の先導により、「角田山自然まもり人」発足。様々な関連団体を取りまとめることを目的としてつくられた。角田山パンフ「角田山自然まもり人」発行	
H16	「角田山まもり人の会」が、県の委託を受け、登山道調査を行う。	
H18	角田山整備情報交換会の開催	
H19	稲島コース観音堂前のひばの木が枯れたことで、新潟日報が「角田山が危ない」と報道	
H20	県による角田山登山道整備計画が始まる	
H20	角田山・多宝山保全活用基本計画着手	

多宝山の歴史

多宝山 近代史略歴(出典:関係者ヒアリングおよび「多宝山の標高 周辺の自然と歴史・文化」)

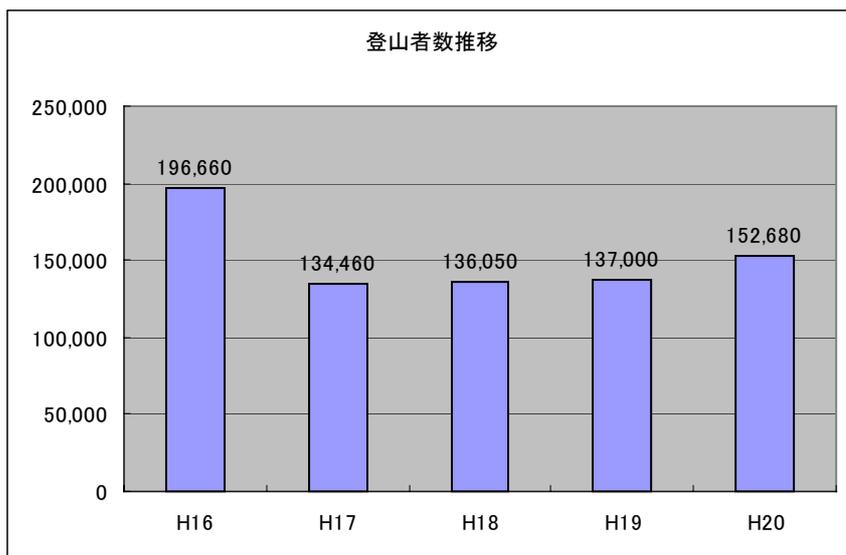
銅山 および 石材 生産期	元禄14	間瀬にて、幕府の鉱山開発奨励により銅採掘が始まるが、採算が合わずに採掘中止となる。
	～明治	様々な事業家が銅掘りを進めたが、採算合わずに失敗に終わる。
	明治	間瀬の凝灰角礫岩の加工・出荷を始める。加工しやすく火に強いため、カマドや蔵に用いられた。新潟市税関の倉庫の壁にも使われた。
	大正	白勢春三之が鉱山主となり、佐渡金山の優秀な技師により鉱脈を発見。月30トン(最盛期には月60トン)の算出に成功。
	明治～大正	間瀬の銅山は非常に黄銅鉱で純度が高かった。
	明治～大正	全盛期は、採掘した銅が燕市に出荷され、燕の銅加工産業の基盤となった。
	大正	最盛期には、鉱山主の名を取り、「白勢銅山」と呼ばれた。
	大正9年	「白勢銅山」は掘り尽くして閉山。
	大正末	間瀬の反対側である石瀬地区でも銅採掘開始。規模が小さく、あまり振るわなかった。
	大正末	銅採掘が衰退する中、新しい産業として土谷ヶ沢の緑色凝灰岩の加工が行なわれた。縁側の土止め石、石蔵、石堀などに利用された。
林業期	大正	石瀬地区を中心に林業が盛んになる。石瀬・岩室は目が細かく、太さが一定で質が高かった。「西山杉」と呼ばれていた。
	～戦後?	石瀬を中心に林業、製材に関わる職人が大勢存在した。
	～S50	西山杉の生産は昭和50年頃まで続けられた。
整備 開発期	S25	佐渡弥彦国定公園として多宝山も指定される。
	S37	山頂に気象観測レーダー設置。
	S39	新潟国体の登山コースとして多宝山の林道を整備。
	S42	間瀬に東大地震研究所弥彦地殻変動観測所完成
	S44	弥彦スカイライン開通
	S45	山麓に老人憩いの家静閑荘ができる
	s49	シーサイドライン野積～間瀬間開通
観光 活用期	H7	健康増進センター「よりのなれ」がオープン
	H13頃～	弘川沿いや林道に「桜」を植樹
	H15	多宝山登山道の整備により、角田山～国上山までの縦走が可能に。
	H18	岡崎氏「多宝山の標高 周辺の自然と歴史・文化」を執筆
	H19	区づくり事業の一環で多宝山のPRと登山道整備
	H20	角田山・多宝山保全活用基本計画着手

資料4：現在の登山利用状況（角田山）

）以下のデータは山頂に設置してある記載所の記帳者数をもとに算出している。

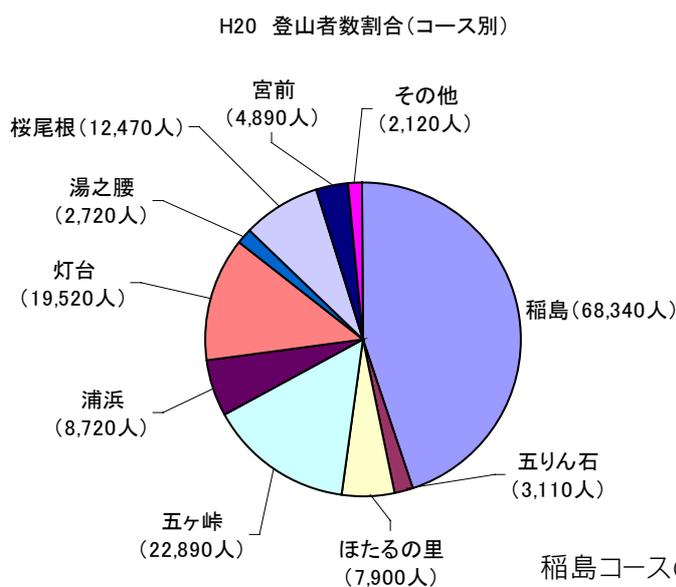
なお、算出法は、利用実態調査の結果、一日の登山者数と記帳者数の割合が 10：1 であることから、記帳者数×10＝登山者数としている。

年間入込み数の推移（過去5年、出典：新潟県観光動態調査）



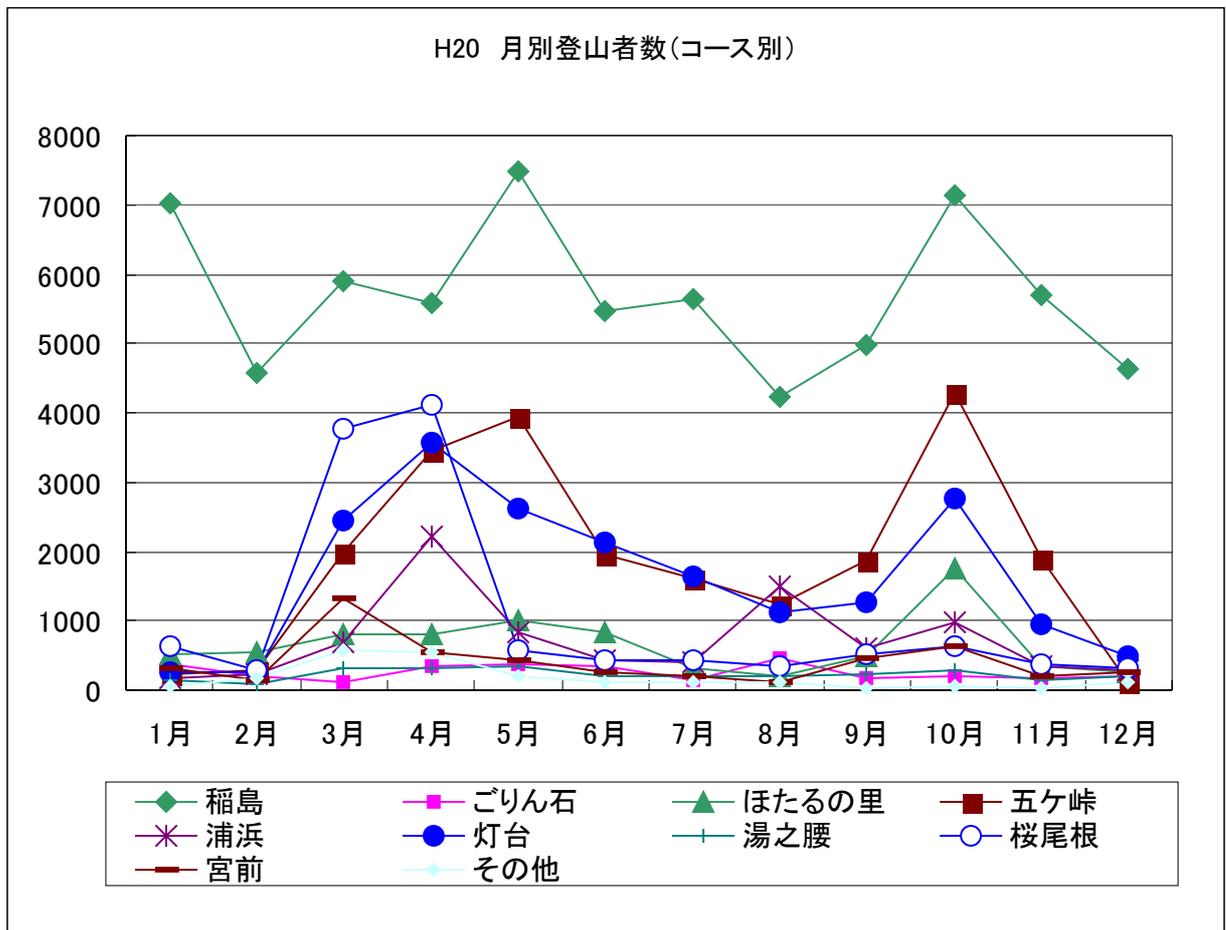
H17 年まで減少傾向であったが、その後、再び増加傾向がみられる。

コース別の入込み数（H20 年、新潟市調べ）



稲島コースの登山者が圧倒的に多い。ついで五ヶ峠コース、灯台コース、桜尾根コースの順となっている。
 (「その他」コースの内訳は不明)

コース別、月別の登山者数（H20、新潟市調べ）



- ・ 稲島 C : 登山コースの中で最も登山者数が多く、年間を通じてダントツである。ピークは、10-11月、1月、3月にみられる。
- ・ 五ヶ峠 C : 月別の登山者数をみると、登山者のピークは稲島 Cと同様に10-11月が多い。
- ・ 福井 C : 月別の登山者数をみると、増減は緩やかである。10月、3-5月は他の月に比べやや多い。
- ・ 五ヶ峠 C : 月別の登山者数をみると、10月、3-5月にピークがみられる。
- ・ 浦浜 C : 8月、3-4月にピークがみられる。
- ・ 灯台 C : 9-10月、3月にピークがみられる。
- ・ 湯之腰 C : 10月にピークがみられる。
- ・ 桜尾根 C : 3-4月にピークがみられ、この時期は、他の月に比べても登山者数が多い。
- ・ 宮前 C : 3月に最も多く、ついで10月に多い。

登山者の意識など（抜粋）

以下に、平成 15 年 4 月に県巻地域振興事務所が実施した「角田山利用状況調査」と、平成 16 年 12 月に実施した「学校行事としての角田山登山に関するアンケート調査結果」をもとに、以下に登山者の意識について整理した。

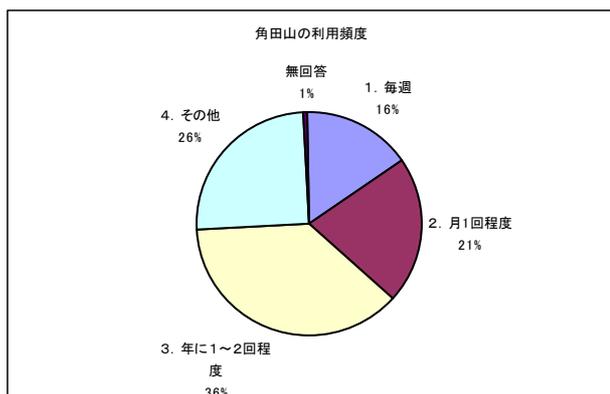
「角田山利用状況調査」

角田山の利用に関するアンケート

- 実施時期 平成 15 年 4 月 29 日
- 対象 角田山登山会の参加者、およびフリーの登山者（有効回答 191 人）

C.角田山をどの程度利用していますか

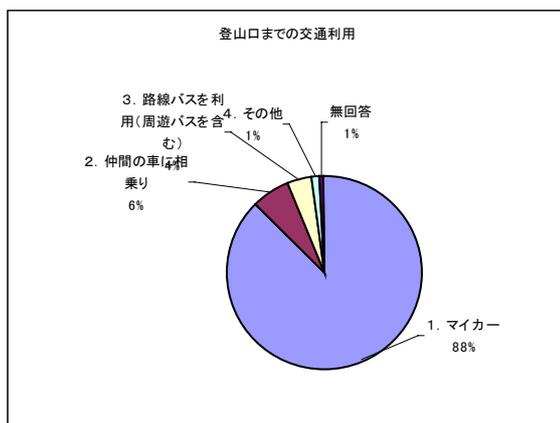
1. 毎週	2. 月1回程度	3. 年に1～2回程度	4. その他	無回答	計
30	40	71	49	1	191
15.7%	20.9%	37.2%	25.7%	0.5%	100.0%



月に 1 回以上登る人が累計で約 35%。年に 1-2 回登る人が 37%となっている。
都市近郊という利用しやすい立地条件によるものと思われる。

H.登山口までの交通は何を利用していますか

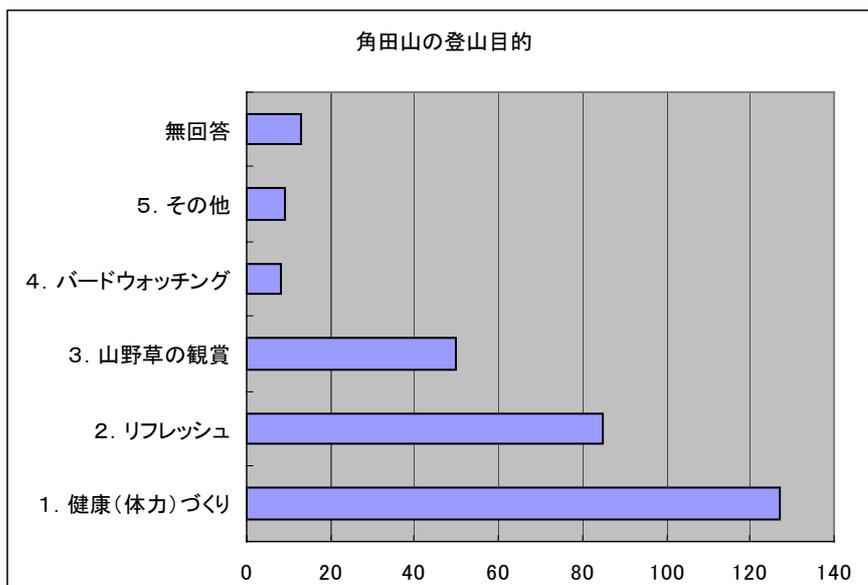
1. マイカー	2. 仲間の車は相乗り	3. 路線バスを利用(周遊バスを含む)	4. その他	無回答	計
165	12	8	2.6	1	188.6
87.5%	6.4%	4.2%	1.4%	0.5%	100.0%



一方で、利用交通の面では、圧倒的に「マイカー」が多く、交通手段の不便さは伺える。
この実態は、どのコースも登山者数・下山者数で大きく変化がない（同じコースを上り下りする人が多い）ことにも影響していると思われる。

J.角田山登山の目的はなんですか(複数回答)

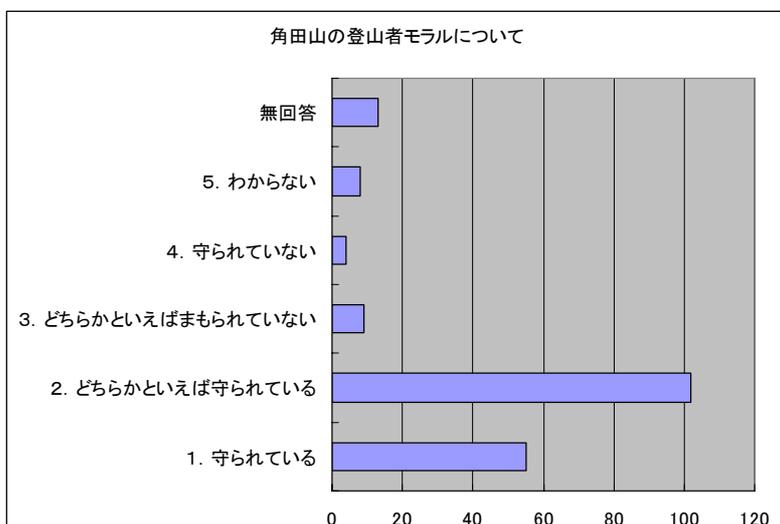
	回答数	%
1. 健康(体力)づくり	127	66.5%
2. リフレッシュ	85	44.5%
3. 山野草の観賞	50	26.2%
4. バードウォッチング	8	4.2%
5. その他	9	4.7%
無回答	13	6.8%
回答者数	191	100.0%



先の選択枝の中では、「健康(体力)づくり」「リフレッシュ」「山野草の観賞」の順に多い。角田山が、心身の増進に寄与していることが伺える。

K.登山者のモラルは守られていると思いますか

	回答数	%
1. 守られている	55	28.8%
2. どちらかといえば守られている	102	53.4%
3. どちらかといえばまもられていない	9	4.7%
4. 守られていない	4	2.1%
5. わからない	8	4.2%
無回答	13	6.8%
合計	191	100.0%

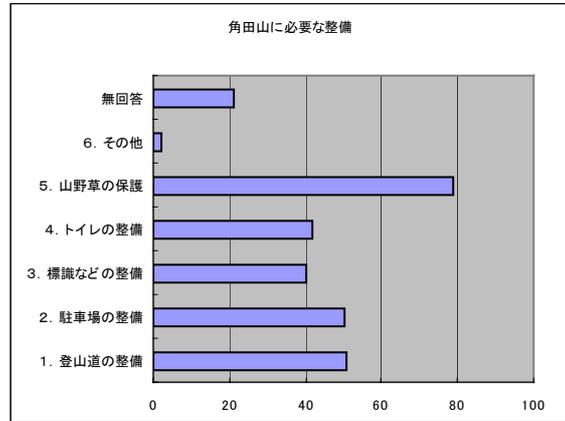


「守られている」「どちらかといえば守られている」を合わせると約半数になる。ヒアリングの結果と同様、登山者のマナーは比較的良いとみられる。

P.角田山の環境整備に必要な整備や対策を挙げて下さい。(複数回答)

	回答数	%
1. 登山道の整備	51	26.7%
2. 駐車場の整備	50	26.2%
3. 標識などの整備	40	20.9%
4. トイレの整備	42	22.0%
5. 山野草の保護	79	41.4%
6. その他	2	1.0%
無回答	21	11.0%
計	191	100.0%

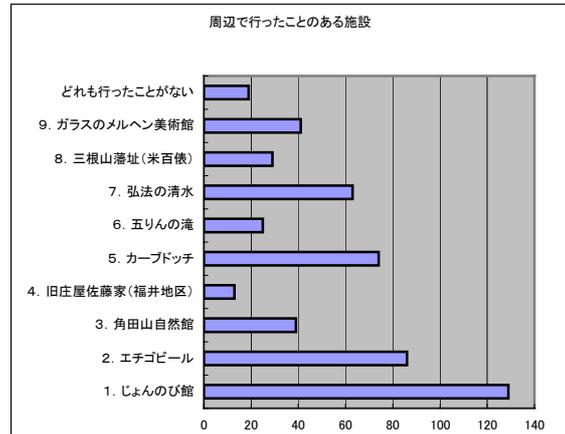
「山野草の保護」が最も高い。その他の整備項目は、ほぼ一律である。



Q.角田山周辺の施設について、つぎの施設に行ったことがありますか。(複数回答)

	回答数	%
1. じよんのび館	129	74.1%
2. エチゴビール	86	49.4%
3. 角田山自然館	39	22.4%
4. 旧庄屋佐藤家(福井地区)	13	7.5%
5. カーブドッチ	74	42.5%
6. 五りんの滝	25	14.4%
7. 弘法の清水	63	36.2%
8. 三根山藩址(米百俵)	29	16.7%
9. ガラスのメルヘン美術館	41	23.6%
どれも行ったことがない	19	10.9%
回答者数	174	100.0%
無回答	17	

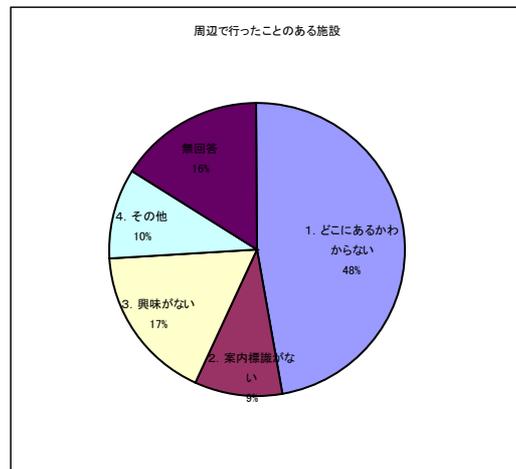
「じよんのび館」「エチゴビール」「カーブドッチ」など、一般的な余暇施設の利用が多い。



R.上記施設で行ったことのない理由

	回答数	%
1. どこにあるかわからない	90	47.1%
2. 案内標識がない	18	9.4%
3. 興味が無い	33	17.3%
4. その他	19	9.9%
無回答	31	16.2%
計	191	100.0%

「どこにあるかわからない」が約半数を占める。情報発信の充実は、今後の観光連携の課題といえる。



環境学習に関する学校アンケート

■ 実施時期 平成 15 年 2 月～3 月

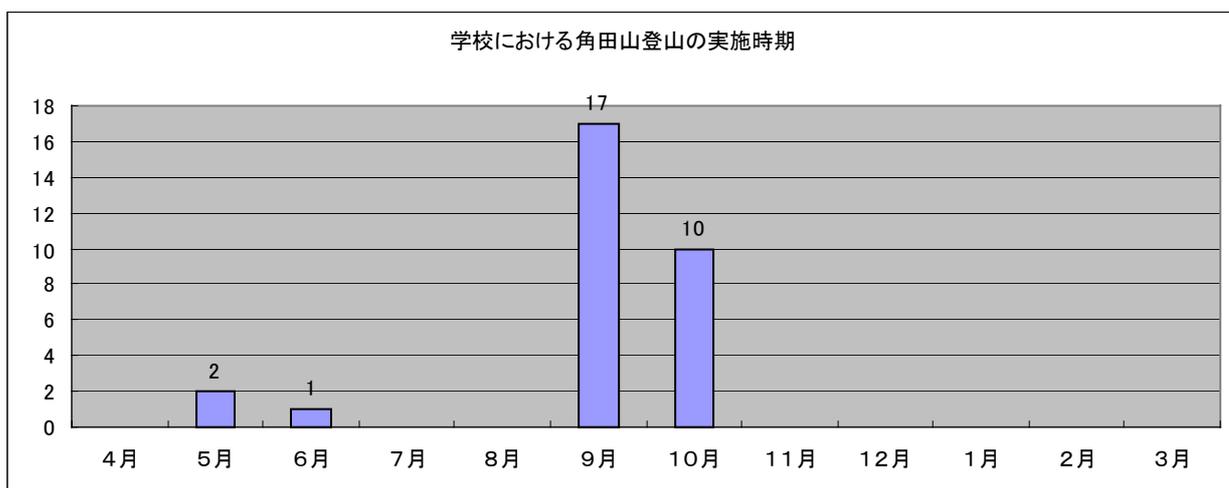
■ 対象 下記地域の市町村立小中学校と養護学校

新潟市、三条市、加茂市、白根市、燕市、岩室村、弥彦村、分水町、吉田町、巻町、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村、小須戸町、亀田町、横越町、田上町、栄町、中之島町、寺泊町、越路町（計 141 校）

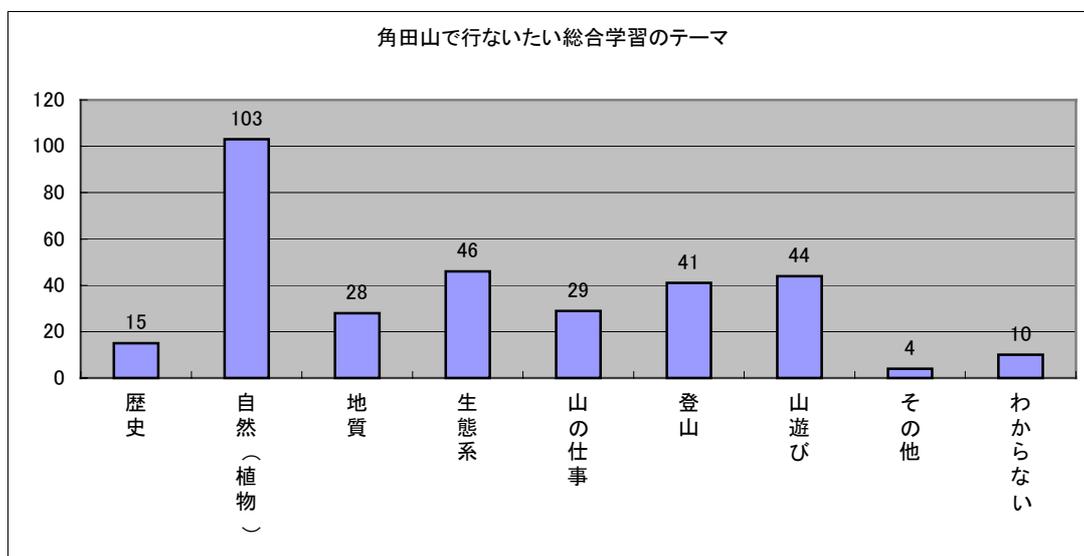
1. 学校で登山をしているか？

	はい		いいえ	無回答	学校数
	角田山	角田山以外			
小学校	30	22	48		100
中学校		4	36		40
養護学校			1		1
計	30	26	85	0	141

2. 登山の実施時期



3. 角田山で行ないたい総合学習



学校行事としての角田山登山に関するアンケート

- 実施時期 平成 16 年 12 月
- 対象 前頁のアンケートにて「角田山登山を行なっている」と回答した 28 校の
小学校

1. 登山のときに「登山教室」のようなことをしているか？

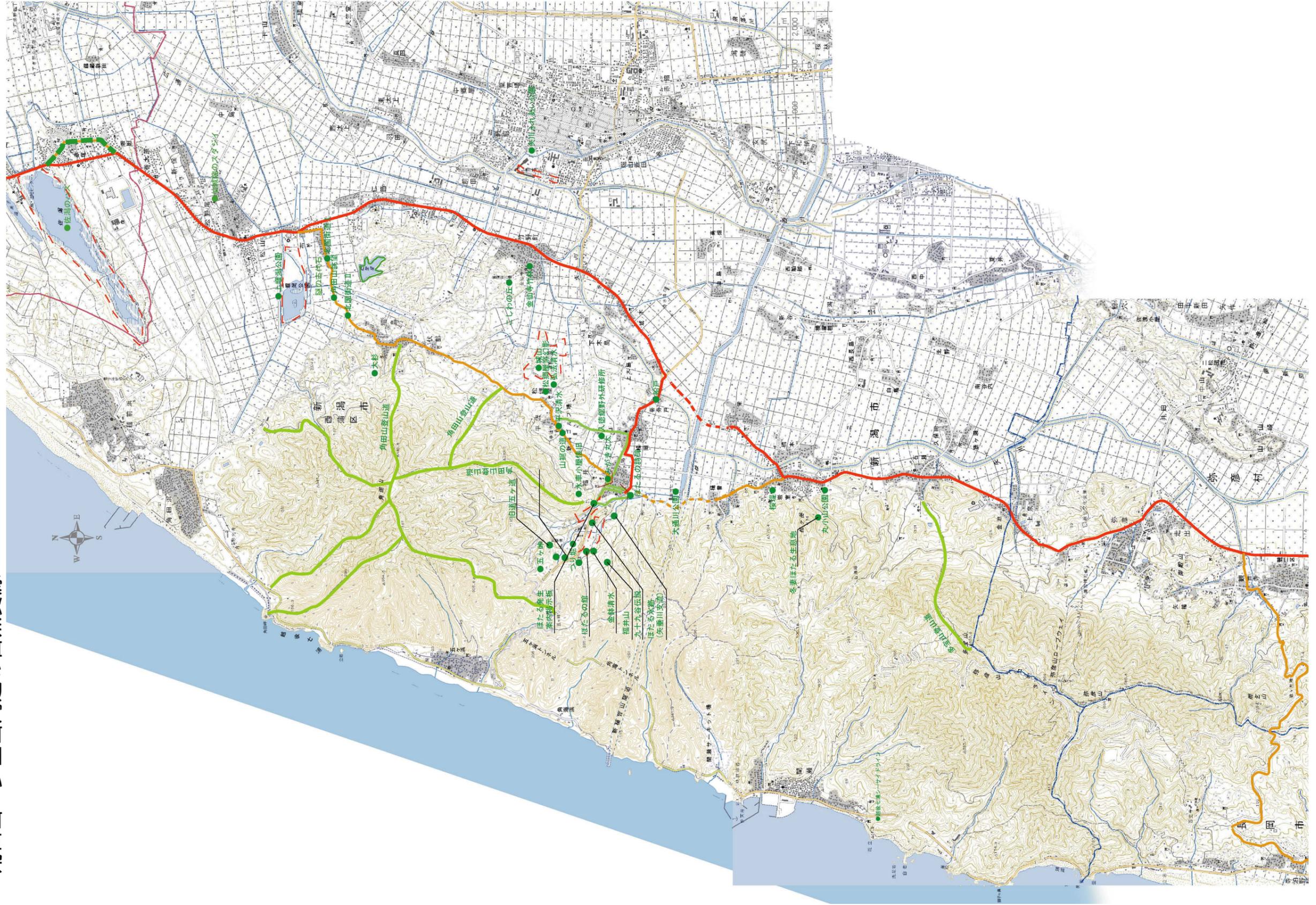
行なっている	15
行なっていない	3
無回答	7
計	25

2. 仮に現地案内ボランティアがいて、登山教室をしてくれる場合、希望しますか？

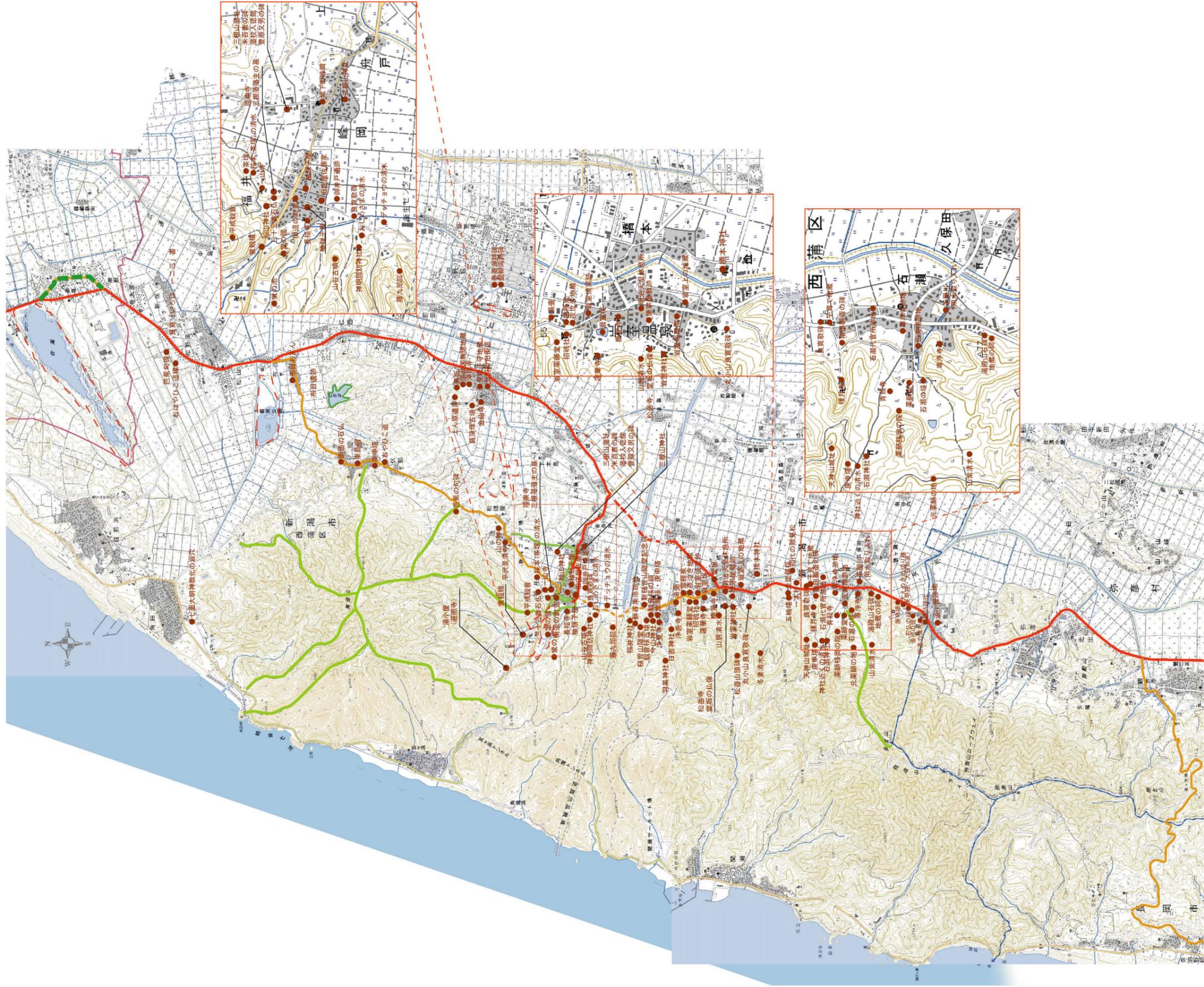
希望する	9
希望しない	8
条件次第	1
無回答	7
計	25

- ・ 周辺市町村で、角田山で登山を行なう小学校は、28 校であった。（中学校は 0 校）
- ・ 実施時期は、春か秋。秋が圧倒的に多い。これは遠足など学校行事のスケジュールに合わせたものと思われる。
- ・ 角田山で実施したい、総合学習のテーマは、「自然（植物）」「生態系」が最も多い。ついで「登山」「山遊び」「山の仕事」となっている。
- ・ 角田山登山を行なう学校のうち、「登山教室」を実施している学校は 15 校で、約 60%。
- ・ 現地案内ボランティアを希望する学校は、約 40%である。

角田山・多宝山周辺の自然資源



角田山・多宝山周辺の歴史資源



角田山・多宝山保全活用基本計画策定委員会 委員および事務局名簿

	役職名	氏名
委員	新潟大学 副学長	紙谷 智彦
	角田浜自治会 会長	長谷川 孝行
	森林組合関係者	大沢 昭一
	越王柿生産組合 組合長	小林 一好
	巻観光協会 会長	渡辺 利明
	角田山友の会 会長	堀田 角一
	稲島自治会 会長	大谷 善一郎
	角田山自然まもり人 会長	坂井 弘
	角田山花の会・ 雪割草等保護監視員	高橋 政暉
	巻森林ボランティア	藤田 久
	福井自治会 会長	松田 康幸
	岩室温泉観光協会	石崎 健
	十宝山の会 会長	岡崎 昭
	石瀬・岩室史跡保存会 会長	渡辺 紀夫
石瀬自治会 会長	鈴木 義郎	
オブザーバー	新潟県県民生活・環境部環境企画課	野島 一明
事務局	水産林務課 課長補佐	小戸田 明
	水産林務課 主査	梅沢 紀幸
	西蒲区産業観光課 課長	斉藤 達雄
	西蒲区産業観光課 主査	長谷川 岩雄
	西蒲区産業観光課 主査	荒川 直樹
	西蒲区建設課 主査	大橋 靖
	(株)グリーンシグマ	目黒 修治
	(株)グリーンシグマ	羽生 英一
	(株)グリーンシグマ	本間 有基

計画策定に関わる参考意見・参考文献

(1) 策定に関わるスケジュール

1. 新潟大学農学部の課題演習	平成 20 年 10 月～11 月
2. 関係者ヒアリング	平成 20 年 11 月 17 日～12 月 25 日
3. 第 1 回庁内調整会議	平成 21 年 1 月 21 日
4. 第 1 回委員会	平成 21 年 1 月 27 日
5. 第 2 回庁内調整会議	平成 21 年 2 月 5 日
6. 第 2 回委員会	平成 21 年 2 月 16 日
7. 庁内関係課意見聴取	平成 21 年 1 月～2 月
8. パブリックコメント	平成 21 年 2 月 22 日～3 月 23 日
9. 第 3 回庁内調整会議	平成 21 年 3 月 11 日
10. 第 3 回委員会	平成 21 年 3 月 25 日

(2) 参考文献・計画

1. 佐渡弥彦米山国定公園 公園計画	新潟県
2. 角田山系 花の手帖 (H13)	角田山花の会
3. 角田山総合利用計画策定基礎調査業務報告書 (H14)	新潟県巻地域振興事務所
4. 角田山利用状況調査 (H15)	新潟県巻地域振興事務所
5. 角田山利用状況調査業務報告書 (H15)	新潟県巻地域振興事務所
6. 学校行事としての角田山登山に関するアンケート調査 (H16)	新潟県巻地域振興事務所
7. 角田山総合利用推進計画 (H16)	新潟県巻地域振興事務所
8. 多宝山の標高 周辺の自然と歴史・文化 (H18)	岡崎 昭